

令和2年3月25日開催

石狩市教育委員会会議（3月定例会）資料

<議 案>

- 議案第1号 新・石狩市教育プランについて・・・・・・・・別 冊
- 議案第2号 新・石狩市民図書館ビジョンについて・・・・・・・・別 冊
- 議案第3号 第IV期石狩市子どもの読書活動推進計画について・・・・別 冊
- 議案第4号 石狩市立学校管理規則等の一部改正について・・・・P 1～P 12
- 議案第5号 石狩市スクールバス管理運営規程の一部改正について・・・P 13
- 議案第6号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正についてP 14～P 15
- 議案第7号 石狩市学校運営協議会規則の一部改正について・・・・P 16～P 17
- 議案第8号 石狩市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 18～P 19
- 議案第9号 石狩市立学校管理規則の一部改正について・・・・P 20～P 26
- 議案第10号 石狩市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について・・・・P 27～P 28

石 狩 市 教 育 委 員 会

石狩市教育プラン

2020 年度 ～ 2024 年度

(令和 2 年度 ～ 令和 6 年度)

石狩市教育委員会

石狩市教育目標

1. 旺盛な学習意欲と行動力をもち、創造性に富む人
2. 自然や歴史を大切にし教養を高め、価値の高い文化を育てる人
3. 社会の変化に応じた識見と自己抑制力をもち、秩序ある生活をいとなむ人
4. 健康な身体と豊かな心情をもち、たくましい体力のある人
5. 自他を敬愛し、信頼と協調に支えられて、郷土の発展に貢献する人

石狩市民憲章

前章

わたしたちは、母なる川にサケがのぼる石狩の市民です。

わたしたちの石狩市は、サケとニシン文化に象徴される歴史あるまちです。

日本海に沿って南北に伸びるこのまちは、広大な森と、海や山の幸に恵まれた豊かなまちです。

世界に開かれた石狩湾新港のあるまちです。

わたしたちは、このまちの市民であることに誇りを持ち、力を合わせて新しい未来を拓くため、ここに市民憲章を定めます。

1 章 ふるさとを愛し 自然をいかす 美しいまち

- ・ 花と緑にかこまれたきれいなまちにします。
- ・ 空と水と森のきれいな、うるおいのあるまちにします。
- ・ 防風林や名木をまちの宝として大切に保護します。
- ・ 日本海に沈む夕陽や美しい海岸線などの景観を大切にします。

2 章 心もからだも健康で いきいき働く 元気なまち

- ・ 健康に気をつけ規則正しい生活をおくります。
- ・ ボランティア活動に進んで参加し自分をいかします。
- ・ スポーツやレクリエーションを楽しみさわやかな汗を流します。
- ・ 産業をのばし豊かで活気にみちたまちをつくります。

3 章 とともに考え学びあい 未来へ向かう 文化のまち

- ・ 芸術や読書に親しみ、心を豊かにしていきます。
- ・ 進んで学ぶ意欲を持ちつづけ自分を高めます。
- ・ 歴史に学び文化や伝統を守り未来をつくります。
- ・ 文化を通して世界の人々との交流の輪を広げます。

4 章 きまりを守り 安全で安心できる 住みよいまち

- ・ 明るい家庭、良い習慣を育てます。
- ・ 歩行者も運転する人も交通ルールを守ります。
- ・ いじめのない明るいまちをつくります。
- ・ 犯罪や危険のないまちをつくります。

5 章 あいさつがひびく あたたかい 明るいまち

- ・ 思いやりのある心を育てるまちをつくります。
- ・ 心のかよいあう福祉のまちをつくります。
- ・ 力を合わせ和やかなまちづくりに進んで参加します。
- ・ 子どもたちが希望をもって元気に育つまちにします。

自治基本条例（前文）

石狩湾に沿って南北に伸びる私たちの石狩市は、海と川と森に代表される厳しくも豊かな自然に恵まれ、先人が営々と培ってきた歴史と文化を誇り、世界に開かれた石狩湾新港を核とした活力がみなぎるまちです。

私たちは、この石狩市を地域の特色を生かしながら、市民が自立していきいきと躍動し、平和で、安全に、安心して活動できるまちとして、次の世代に引き継いでいきたいと願っています。

そのためには、まず、自治の主役である市民が、等しくまちづくりの主体として尊重される中でそれぞれの役割を認識し、積極的にまちづくりに取り組むとともに、市民と市がまちづくりに関する情報を共有し、信頼に裏打ちされた協働の関係を確立することが求められています。

まちづくりは、そこに暮らす人々がまちのあり方を選択し、実践する中で、自主的かつ自律的に進められなければなりません。全国に先駆けて行政活動への市民参加の実践を積み重ねてきた私たちは、これまでの取り組みを土台として、協働によるまちづくりをさらに確固たるものとするため、この条例を制定します。

平和都市宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いであり、石狩市民すべての心からの望みであります。

私たちは、世界唯一の被爆体験国として、二度と惨禍をくりかえさないよう共に誓い、全世界の人々へ戦争の根絶を訴えるとともに、人類が平和に暮らせる世界が実現されることを期待します。

私たち石狩市民は、海と川にはぐくまれた石狩の自然と豊かな郷土を大切に守り、恒久平和の実現を願い、非核三原則を守ることを誓い、ここに、石狩市が核兵器廃絶平和都市であることを宣言します。

スポーツ健康都市宣言

わたくしたち石狩市民は、石狩平野の爽やかな風と、豊かな自然の中で、スポーツと健康づくりを通じ、からだと心を鍛え、活力あふれるまちづくりをめざし、ここに「スポーツ健康都市」を宣言します。

- 1 スポーツと健康づくりに励み、たくましいからだと豊かな心を育てます。
- 1 スポーツと健康づくりに親しみ、明るくすこやかな生活をおくれます。
- 1 スポーツと健康づくりを通じて、友情と交流の輪を世界に広げます。

石狩市手話に関する基本条例（前文）

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、耳が聞こえない、聞こえづらいろう者が、物事を考え会話をする時に使うものとして育まれてきた。

障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語として位置付けられた手話を、市民が使いやすい環境にしていくことは、市の責務であり、今こそ、その取組を進めていくことが必要である。

ここに、手話を言語として認知し、市民が手話の理解の広がりを実感できる石狩市を目指し、この条例を制定する。

目 次

第1編 はじめに

第1章 石狩市教育プランについて

- 1 石狩市教育プランの策定について P 1
- 2 プランの位置付けと施策の対象範囲 P 1
- 3 期間 P 1
- 4 点検・評価 P 1

第2章 石狩の教育の現状と課題

- 1 学力の状況 P 2
- 2 特別な支援を必要とする児童生徒の状況 P 2
- 3 学校施設と学校運営改善の状況 P 2
- 4 いじめ・不登校の状況 P 3
- 5 体力の状況 P 3
- 6 生活習慣の状況 P 3
- 7 家庭・地域との連携の状況 P 4
- 8 社会教育の状況 P 4
- 9 図書館サービスの状況 P 4
- 10 芸術・文化活動の振興と文化財の保存活用の状況 P 5

第2編 石狩の教育を推進する方向

第1章 石狩が目指す教育の基本理念と目標・方針

- 1 基本理念 P 6
- 2 石狩が進める教育の基本目標 P 7
- 3 基本方針 P 8

第2章 基本計画

- 1 プランの体系 P 10
- 2 求められる取組と今後の展開 P 12

【目標Ⅰ】

自ら学ぶ意欲をもって、主体的に社会に関わり、新しい時代を生きる力を育てる

- 方針1 新しい社会で生きる力の育成 P 12
- 方針2 学びを支える家庭・地域との連携・協働の推進 P 16
- 方針3 学びをつなぐ学校づくり P 18

【目標Ⅱ】

思いやりと豊かな心・健やかな体をもって、多様な人々と共に支え合う人を育てる

- 方針4 健やかな成長を促す取組の推進 P 21

【目標Ⅲ】

ふるさとへの愛着をもち、幅広い視野で新しい価値を創造し、活躍する人を育てる

- 方針5 学びを活かす地域社会の実現 P 25
- 方針6 ふるさとを学ぶ機会の充実 P 27

第3編 資料編 P 28

- 用語解説 . . . P 29～P 30
- 各種データ . . . P 31～P 38

第1編 はじめに

第1章 石狩市教育プランについて

1 石狩市教育プランの策定について

石狩市教育委員会（以下「市教委」という。）は、「自立の精神、主体性と協働意識を持った市民を育む」ことを理念とし、「自ら学ぶ意欲を育てる教育」「思いやりと豊かな心・健やかな体を育む教育」「地域で育ち・学び・生きる教育」の3つの柱を設定した、石狩市教育プラン（前期基本計画：平成22年度～平成26年度、後期基本計画：平成27年度～令和元年度）を策定し、市民や市内小中学校、市部局など一体となって、本市教育を推進してきました。

このたび策定する新たな石狩市教育プラン（以下「プラン」という）においても、これまでの教育理念を継承しつつ、大きく変化する社会情勢に対し、市民一人一人が主体的に社会と関わり、活力ある地域社会を創り出していくことができるように、これからの本市が目指す教育の理念や方向性を明確にし、計画的に教育施策の推進を図るものとします。

2 プランの位置付けと施策の対象範囲

(1) プランの位置付け

本プランは、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 施策の対象範囲

本プランにおける施策の範囲は、市教委が所管する教育施策を対象とします。

なお、他の部局が所管する施策で本プランに関係するものについては、関係部局と連携して推進します。

【関連する本市の主な計画等】

○第5期石狩市総合計画 ○石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ○石狩市教育大綱
○図書館ビジョン ○石狩市子どもの読書活動推進計画 ○石狩市食育推進計画
○石狩市子どもビジョン ○石狩市健康づくり計画 ○石狩市自殺対策行動計画

3 期間

本プランの期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 点検・評価

毎年度、プランに基づく教育施策の実施状況、効果、課題等について点検・評価を行い、その結果を翌年度以降の施策の展開に着実に反映させ、教育行政の推進に努めます。

※このプランは、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資するものです。

2015年9月、国際連合が、教育を含む相互に連携した17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットから構成する持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）を採択し、2030年までの国際社会全体の開発目標として掲げている。加盟国は全ての目標に対し、国内実施と国際協力が求められており、日本においては、NPOやNGO、民間企業、地方公共団体も含めた多様な関係者が連携して取組を推進することとしている。

第2章 石狩の教育の現状と課題

1 学力の状況

各校では、新しい時代に必要となる資質・能力の育成を図るため、「基礎的知識」と「学習意欲」の向上を目指して、授業構築と改善に取り組み、指導を工夫しながら進めています。

身に付けた基礎的知識を活用する中で、学んだことをより深く確かなものとしたり、知識と知識を関係付けたりすることにより、一層新たな課題の解決に向かおうとする意欲につなげられると考えています。

全ての教科の基本は国語力です。しかしながら、小学校では、文における主語を捉えることや文の構成を理解したり表現の工夫を捉えたりすること、中学校では伝えたい内容や自分の考えについて根拠を明確にして書いたり話したりすることなどに課題が見られることから、基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図るとともに、「何をどのように学ぶか」の見通しと「何を学び、どのような変容があったのかを実感できる」振り返りの重視、考え伝え合う活動の充実に加え、家庭学習の取り組み方の指導の充実を図ることが必要です。

2 特別な支援を必要とする児童生徒の状況

特別な支援を必要とする子どもたちに対しては、就学前からの教育相談を実施するなど、関係機関と連携しながら早期からの途切れのない支援を行っています。また、特別支援学級*や通級*指導教室では、「個別的教育支援計画*」や「個別の指導計画*」を作成し、将来の自立と社会参加に向けた、きめ細やかな支援に活用しています。

支援を必要とする子どもたち一人一人のニーズは多様化してきており、より質の高い支援を担える人材の確保が課題となっています。今後は、これまでの取組をより充実させるとともに、専門的な知識を有し教育相談を実施できる人材を育成していく必要があります。

3 学校施設と学校運営改善の状況

新耐震基準以前に建築された学校については耐震診断を行い、耐震性に問題が確認された校舎、屋体について、平成25年度までに耐震化を終了しました。その後、石狩地区の老朽化した2つの学校給食センターを1つに集約した新センターを整備し、平成29年度から稼働しています。現在、厚田区内の小中学校を統合し、令和2年4月に義務教育学校*（厚田学園）を開校するため、旧厚田中学校敷地に校舎を建設しています。

本市の学校校舎の多くは築30年以上が経過しているため施設の状況を見極めながら長寿命化計画を策定し、校舎の適切な維持管理と機能向上を図る必要があります。また、ほとんどの家庭で洋式トイレを使用している状況や、多くの学校が避難所となることから、トイレの洋式化も改善を急ぐべき課題と認識しています。

通学路における安全対策については、「通学路交通安全プログラム*」に基づき、交通安全と防犯の視点から関係機関による合同点検を行っています。依然として危険箇所が見られることから、今後も関係機関や地域と連携を図りながら、可能な限りの安全対策を講じることが必要です。

また、教員の働き方改革を推進するため、「石狩市立学校における働き方改革推進計画」に基づき、教員が子どもと向き合う時間を確保するための改善を行っており、今後も学校と市教委が意識を共有して推進していく必要があります。

4 いじめ・不登校の状況

いじめアンケートで「嫌な思いをしたことがある」と答えたものの全てを「いじめ」と認知することで、平成 30 年度は認知件数が大幅に増えました。早い段階でいじめ解決に向けたスタートラインに立つことは、重大ないじめへの発展を未然に防ぐことにつながるため、積極的な認知に努めました。また、「いじめはどんなことがあっても許されないと思うか」の問いに対し「思わない」と答えた児童生徒がおり、「いじめはどんなことがあっても許されない」という意識を、全ての児童生徒が持てるような取組を行うことが重要であると認識しています。

今後も、いじめ防止基本方針に基づき、家庭や地域との連携を図るとともに、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*も活用して教育相談体制を充実させ、子どもたちの心のケアを図る必要があります。

不登校児童生徒への対応については、スクールソーシャルワーカーが学校を巡回する中で、不登校の兆候を初期段階で把握し学校に対応を助言するなど、早期解消に努めています。また、教育支援教室「ふらっとくらぶ」を開設し、学校復帰や社会的自立に向けた取組を行っています。

不登校を未然に防ぐための対応において、学校と家庭の連携は欠かせないことから、引き続き、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援に努めるとともに、不登校により、学習活動から遠ざかることがないように、継続的な働きかけが必要となります。

5 体力の状況

体力向上に関しては、子どもたちが運動を行うきっかけをどのように作っていくかが課題となっており、学校においては、1校1プランに基づく体力の向上と運動に対する興味・関心を高める指導を工夫しながら行っています。

小学校5年生と中学校2年生を対象に実施した平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査*では、小・中学校ともに男子が全国平均を上回り、女子が全国平均を下回りました。

全国平均を上回った種目数は、全8種目中、小学校男子6種目、女子2種目、中学校男子5種目、女子1種目で、特に女子の種目で全国平均を下回ったものが多く、依然として課題が見られます。

今後は、より一層体育・保健体育授業や体育的活動、放課後を利用した運動機会の充実を図るとともに、全教育活動を通じて、心と体の健康の大切さについて理解を促すなど、家庭や地域との連携のもと、体力の向上と健康づくりに取り組む必要があります。

6 生活習慣の状況

近年、子どものテレビ・ゲーム・パソコン・スマートフォン等の長時間利用や朝食の欠食など、生活習慣や食習慣の乱れが懸念されています。

本市の平成31年度全国学力・学習状況調査*においても「朝食を全く食べない」と回答した子どもの割合は、中学生では減少傾向にあるものの、小学生は増加傾向にあります。

また、テレビやゲーム・パソコン・スマートフォン等の利用時間も相対的に増加傾向にあり、学習時間や睡眠時間に影響するなどの問題が生じています。

今後も、一人一人の子どもの状況に応じて、規則正しい生活習慣や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、家庭や地域と連携した取組の充実を図ることが必要です。

7 家庭・地域との連携の状況

市PTA連合会と連携し「生活リズムチェックシート」の活用や「生活習慣改善チラシ“いしかりふれあいDAY”」を作成して配布するなど、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を行っているほか、学校と地域が一体となって「あいさつ運動」や「スクールガード」、「声かけ運動」など登下校時の子どもの安全指導を行っています。

これらの取組は、家庭での自発的な取組や、地域ボランティアの方々の支援に頼るところが多く、取組の周知・啓発や担い手の確保などが課題となっています。

今後は、これまでの取組を丁寧につけながら、新たに導入されるコミュニティ・スクール*の活動などを通じて、育てたい子ども像を学校・家庭・地域で共有し、地域の力を活かした学校運営で様々な教育活動の展開が望まれます。さらに子どもたちも自ら主体的に地域に関わり、役に立っているというやりがいを実感できるような活動を通して自己有用感を高めることも期待できます。

また、子どもたちを取り巻く問題に、福祉と教育が連携して対応し、全ての子どもが等しく学び育つための総合的な支援体制を整え、子どもたちを地域全体で支え合うことが必要です。

8 社会教育の状況

近年、自らの個性を生かし能力を高め、生涯を通じた生きがいづくりや自己実現を目指そうとする市民の学習活動に対するニーズが高度化・多様化するとともに、学習成果をボランティア活動などで社会に生かしたいという意欲が高まっています。

このような中、若年期から高齢期までの各ライフステージにおける様々な学習ニーズの把握に努めるとともに、いしかり市民カレッジなどが開催する講座などを通して、今日的課題や地域課題に対応した学習機会を提供しています。

活動の担い手の固定化や不足などの課題が見られるため、今後も、各種団体や各社会教育施設等との連携を密にし、学習情報などの共有化を図るとともに、参加者の増加につながるよう、事業内容のさらなる充実に努める必要があります。

9 図書館サービスの状況

図書館では、レファレンスサービス*（調べもの相談）をはじめ、新聞記事等データベースや国会図書館デジタル資料閲覧サービスの活用などネットワーク環境を利用し広く情報提供を行っています。

また、子どもの読書活動を推進するため、ゼロ歳児と保護者を対象とした「ブックスタート*事業」を行っています。

市民アンケートでは、図書館に来館する目的として「本の貸出」以外に「野菜等購入」「イベント参加」などが挙げられ、人々が集い交流する場としての需要も多く、日々多くの方が来館している一方で、「高齢となり、行くのが大変になった」「本を読まなくなった」など、高齢により図書館から足が遠のく実情が明らかになりました。

今後は、期待に応える蔵書の構築はもとより、各種サービスの向上に努め、市民が利用しやすい環境の整備・充実に取り組む必要があります。

10 芸術・文化活動の振興と文化財の保存活用の状況

子どもたちの「豊かな心」を醸成するため、芸術・文化に直接触れ、感動を体験する機会として「あい風コンサート・The music」や「情操教育プログラム」を行っています。

また、石狩市文化協会が中心となって、「市民文化祭」や石狩の俳句文化を継承するための「俳句のまち～いしかり～」などのイベントが開催されています。

今後も魅力あるイベントを開催し、より多くの市民が情操力を高める機会を計画的に提供していく必要があります。

文化財については、いしかり砂丘の風資料館、厚田「道の駅」、はまます郷土資料館での展示やドローンによる自然遺産の映像撮影など、保存や活用を工夫して行っています。

一方で、時代の推移などに伴い、保存・伝承が難しくなっている文化財や伝統芸能もあるため、そういったものを、できる限り後世に伝えていくことが求められています。

現在、令和2年3月をもって廃校となる石狩小学校を歴史館的機能を有する施設として利活用する検討を行っており、所蔵資料を最大限生かしながら、これまでにない新たな展示や情報発信が展開できる魅力ある施設としていくことが求められています。

第2編 石狩の教育を推進する方向

第1章 石狩が目指す教育の基本理念と目標・方針

1 基本理念

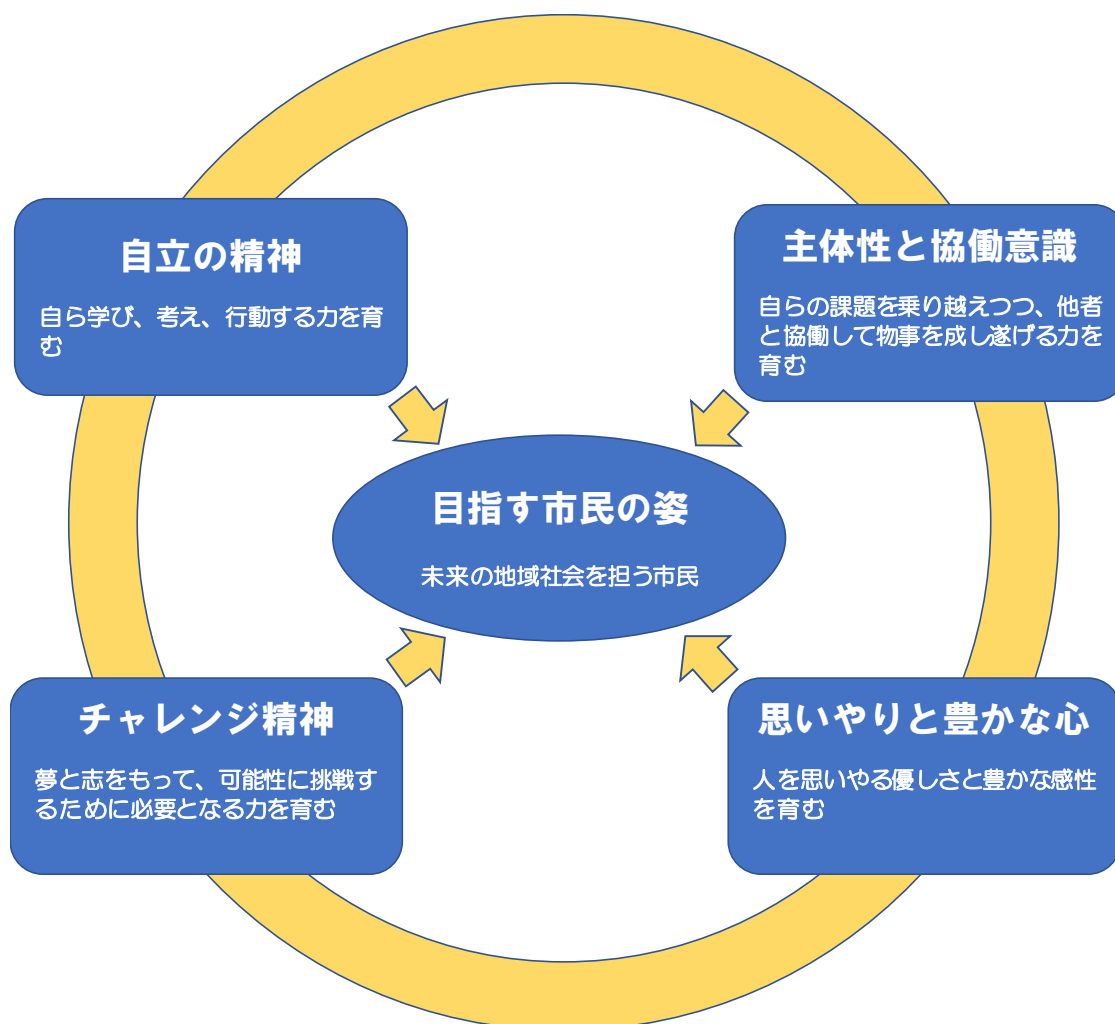
今後の社会においては、長寿化に伴う「人生100年時代」の到来への対応と、超スマート社会（Society5.0*）の実現が重要なテーマとなっており、若者から高齢者まで、全ての人が元気に活躍し続けられる社会を作るため、生涯にわたって質の高い学びを重ね、それぞれの立場や分野で成長することができる環境づくりが求められます。

市民一人一人が、教育を通じて個人の資質・能力を最大限伸長し、他者と協働し、自らの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力を育成することが重要です。

そのために、これまでの教育理念に「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育む」ことを加えた、「自立とチャレンジの精神、主体性と協働意識を持った市民を育む」ことを今後の本市の教育理念としました。

基本理念

自ら主体性をもって学び、可能性に挑戦すること、成長することに喜びを感じ、
かつ思いやりをもって人とふれあうことに豊かさを感じ、
協働により未来の地域社会を担う市民を育む



2 石狩が進める教育の基本目標

基本理念を実現するために、今後5年間のプランにおいては、市長と市教委が一体となって進める教育の3つの基本目標と6つの基本方針を設定します。

【目標Ⅰ】

自ら学ぶ意欲をもって、主体的に社会に関わり、新しい時代を生きる力を育てる

明日の社会を担う子どもたちが、個性や能力を最大限に発揮しながら、自ら学び、考え、行動できる「自立した人間」として新しい時代を生き抜いていけるよう、学校、家庭、地域などの連携のもと、身に付けるべきことをしっかりと習得させることが大切です。

これまでの教育の中で育まれてきた「生きる力」や、その中で重視されてきた知・徳・体の育成の現代的な意義を改めて捉え直し、「生きて働く知識・技能の習得」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等の涵養」という3つの柱で、これからの社会に主体的に関わるために必要となる資質・能力を育成します。

【目標Ⅱ】

思いやりと豊かな心・健やかな体をもって、多様な人々と共に支え合う人を育てる

子どもの健やかな成長のためには、豊かな心を育むことが大切です。

自然を愛し、美しいものに感動し、崇高なものに素直にこたえる豊かな心を持ち、社会の中で、他者への思いやりやコミュニケーションを図ることを通じて人間関係を築く力、一人一人が自らの課題を乗り越えつつ、他者と協働して物事を成し遂げる力を育てる教育を推進します。

さらに、体力はあらゆる活動の源であり、身体面の健康の維持と、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わるため、子どもの頃から、生涯にわたってたくましく生きるために必要な体力と健康に必要な知識を身に付け、健やかな体を育む教育を推進します。

【目標Ⅲ】

ふるさとへの愛着をもち、幅広い視野で新しい価値を創造し、活躍する人を育てる

子どもから高齢者までの全ての市民が、生涯を通じて、いつでも、どこでも、自由に学びの機会を選択し、自ら学び、その成果を自発的に様々な機会で見かすことができる生涯学習社会の実現を目指すことが大切です。

個人が心豊かで充実した人生を送り、一人一人の活動が社会全体に活かされる「地域で育ち・学び・活きる教育」を推進します。

さらに、市民一人一人が、石狩の魅力を感じ、関わりを深め、愛着や誇りをもつとともに、幅広い視野で未来に向かって新しい価値を生み出す資質・能力を育む教育を推進します。

3 基本方針

方針1 新しい社会で生きる力の育成

急速に大きく変化する社会を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するため、子どもたちに主体的・対話的で深い学び*の視点からの授業を実践し、全ての学習の基盤となる資質・能力である国語力を定着させ、確かな学力を身に付けさせるとともに、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力などを充実させ、新しい社会を生き抜く力を育みます。

また、手話基本条例に基づく地域独自の取組を通じて、手話が言語であることの理解を促進するとともに、外国語教育や国際理解教育での学びと合わせて、社会には多様な言語が存在すること、それらを使用する人々や文化との共生についての理解を促進します。

方針2 学びを支える家庭・地域との連携・協働の推進

望ましい生活習慣の定着の基盤となる家庭教育を支援するため、子育てに不安や悩みを持つ保護者をサポートする環境の整備や情報提供を行うとともに、義務教育の9年間で持続して家庭での学習に取り組める環境づくりを学校や保護者・地域と一体となって進めます。

また、コミュニティ・スクール*を活用し、地域と学校の連携・協働を推進するとともに、生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもたちが必要な教育を受ける機会をもてるような教育環境づくりを進めます。

方針3 学びをつなぐ学校づくり

子どもたちが安心して学習活動を行う環境づくりを進めるため、学校施設の設備や情報機器などの整備を計画的に行い充実させるほか、登下校時の安全管理などの一層の充実を図るとともに、地域コミュニティの核としての学校の役割も重視しつつ、地域の特色を活かした活力ある学校づくりを進めます。

また、学びの段階間の連携と接続を地域の協力を得ながら推進し、育てたい子ども像を共有します。

方針4 健やかな成長を促す取組の推進

豊かな心や人間性、他者を思いやる心を育むため、道徳教育、ふるさと教育、読書活動などを通じて、基本的な倫理観や規範意識を身に付けさせるとともに、体験活動やコミュニケーション能力の育成を通じて、自然の大切さ、他者と協働することの重要性などへの理解を深めるほか、いじめや不登校などの未然防止と早期発見・早期対応に取り組みます。

また、体育・保健体育の授業や部活動、放課後を利用したスポーツ・遊びなどの事業を通じて、体力・運動能力の向上を図るほか、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるための食育を推進します。

方針5 学びを活かす地域社会の実現

市民一人一人の学びへの意欲を喚起し、学習を通じた地域社会の活性化を目指すため、地域の実態に即した学習環境づくりや学習成果を活用する仕組みづくりなど、生涯学習社会の構築に向けた社会教育の充実に取り組みます。

また、子どもから高齢者まで多くの人々に開かれた社会教育施設が、主体的に学び、活動しようとする人々の生涯学習の拠点となるようにサービスの充実を図るほか、市民が芸術文化に身近に接する機会を提供し、芸術文化活動を通じた市民の交流を広げます。

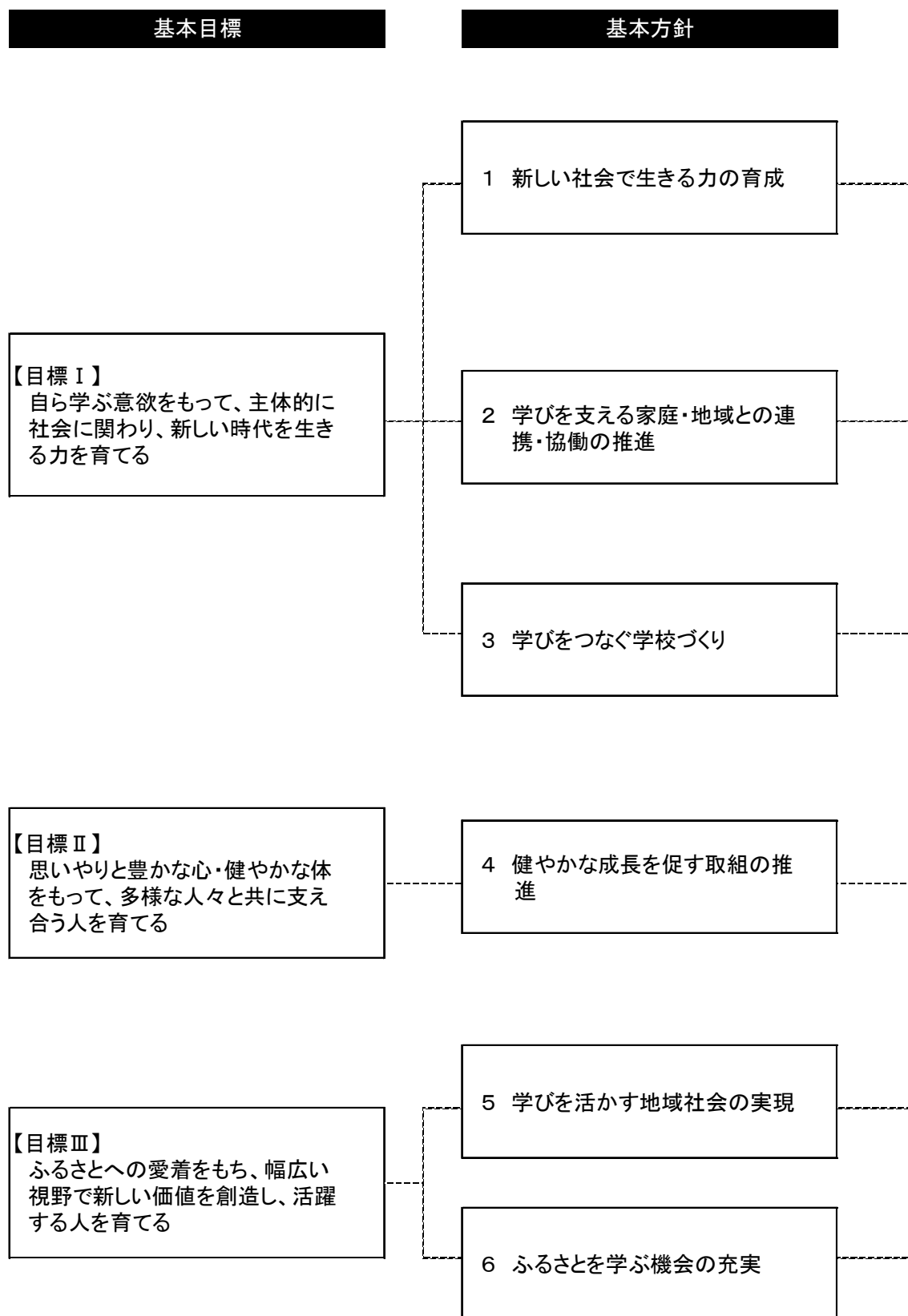
方針6 ふるさとを学ぶ機会の充実

将来、様々なステージで活躍する子どもたちがふるさと石狩への愛着と誇りをもてるように、先人、歴史、文化等を学び、伝える「ふるさと教育」を推進します。

また、文化・伝統を継承するため、文化財を適切に保護、保存し、その活用を図るとともに、ふるさとを学ぶ環境づくりや資料の充実を図ります。

第2章 基本計画

1 プランの体系



	施 策	ページ
	1 確かな学力の育成	P12
	2 特別支援教育の充実	P13
	3 外国語教育の充実	P13
	4 理数教育の充実	P14
	5 情報教育の充実	P14
	6 キャリア教育の充実	P15
	7 手話を通じた学びの推進	P15
	8 家庭教育支援の充実	P16
	9 学びのセーフティネットの構築	P17
	10 学校を核とした地域づくり	P17
	11 開かれた学校づくりの推進	P18
	12 学校施設・設備の整備・充実	P18
	13 安全な学校づくりを目指した環境の整備	P19
	14 学びの段階間の連携・接続の推進	P19
	15 学校運営の改善	P20
	16 学校安全教育の充実	P20
	17 道徳教育の充実	P21
	18 読書活動の推進	P22
	19 体験活動の推進	P22
	20 コミュニケーション能力の育成	P23
	21 いじめの防止や不登校児童生徒への支援の取組の充実	P23
	22 体力・運動能力の向上	P24
	23 健康・食育の推進	P24
	24 生涯学習の振興	P25
	25 芸術文化活動の推進	P26
	26 図書館サービスの充実	P26
	27 ふるさとを学ぶ機会の充実	P27
	28 文化・自然遺産の保護・保存・活用の推進	P28

2 求められる取組と今後の展開

【目標Ⅰ】

自ら学ぶ意欲をもって、主体的に社会に関わり、新しい時代を生きる力を育てる

方針1 新しい社会で生きる力の育成

求められる取組

複雑で変化の激しい現代社会に子どもたちが主体的に関わり、よりよい社会を創っていくためには、一人一人が、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、自ら課題を見付け、主体的によりよく問題を解決する資質や能力を他者との協働的な学習を通して育成することが求められています。

また、全ての学習の基盤となる国語において、「正確に理解し適切に表現する資質・能力」を着実に身に付け、外国語教育や理数教育などの充実につなげることが求められています。

今後の展開

「基礎的知識」「学習意欲」を向上させ、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするため、子どもたちに主体的・対話的で深い学び*の視点からの授業を実践するとともに、学力向上に向けた検証改善サイクルを確立し、学習指導の改善・充実に努めます。

また、今後も手話基本条例に基づく地域独自の取組を通じて、手話が言語であることの理解を促進するとともに、外国語教育や国際理解教育での学びと合わせて、社会には多様な言語が存在すること、それらを使用する人々や文化との共生についての理解を促進します。

施策1 確かな学力の育成

- 基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図る
- 個に応じた指導の充実を図る
- 言語活動の充実を図る
- 学習習慣の確立を図る

【主な取組】

- ・学校改善の推進
- ・「主体的・対話的で深い学び*」の視点からの授業改善
- ・定着を一層確かにする工夫「1校1プラン（学力充実）」の策定と実施
- ・情報を正確に理解し適切に表現する力の育成（話す、聞く、書く、読む）
（関連施策：22P 施策18 読書活動の推進）
（関連施策：23P 施策20 コミュニケーション能力の育成）
- ・学習環境の整備（教室環境・学習習慣・集団づくり・言葉遣い）
- ・研修活動の充実・授業研究の推進
- ・授業と連動させた宿題、家庭学習の取り組み方の指導
（関連施策：16P 施策8 家庭教育支援の充実）

【目標Ⅰ】自ら学ぶ意欲をもって、主体的に社会に関わり、新しい時代を生きる力を育てる

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
1	全国学力・学習状況調査*において、「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれている」と思っている小学校6年生、中学校3年生の割合	%	小6 91.6 中3 89.5	↑
2	CRT標準学力調査*において、国語の全国平均に対する石狩市の小学5年生、中学2年生の割合	%	平成30年度実績 小5 95.0 中2 95.0	↑

※C R T 標準学力調査では、上記目標と合わせて、同一母集団で前年度全国比を上回ることを目指す

施策2 特別支援教育の充実

- 一人一人のニーズに応じた途切れのない一貫した教育支援を図る
- 高い専門性に基づく特別支援教育の推進を図る

【主な取組】

- ・「個別の教育支援計画*」「個別の指導計画*」の活用
- ・早期からの連携による教育相談の充実
- ・教職員研修・講習会の充実
- ・特別支援教育支援員の養成

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
3	特別支援教育に関する研修受講者延べ人数 (教員、特別支援コーディネーター、支援ボランティア)	人	183	↑

施策3 外国語教育の充実

- 主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る
- 英会話に繰り返し挑戦できる機会の拡充を図る
- 教員の英語力と指導力の向上を図る

【主な取組】

- ・A L T (外国語指導助手) による生きた外国語を学ぶ機会の充実
- ・外国語授業の指導力向上のための研修等の充実

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
4	CRT標準学力調査において、英語の全国平均に対する石狩市の中学2年生の割合	%	中2 93.0	↑

※C R T 標準学力調査では、上記目標と合わせて、同一母集団で前年度全国比を上回ることを目指す

【目標Ⅰ】自ら学ぶ意欲をもって、主体的に社会に関わり、新しい時代を生きる力を育てる

施策4 理数教育の充実

- 理数好きな子どもの裾野の拡大を図る
- 科学や自然に対する興味・関心を高め、科学的な思考・能力の定着を図る

【主な取組】

- ・観察・実験を重視する授業の充実
- ・関係機関（道研）による移動理科教室（サイエンスカー）の活用
- ・普段の生活との関わりを意識した授業の充実（理科・算数・数学）

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
5	CRT標準学力調査において、理科の全国平均に対する石狩市の小学5年生、中学2年生の割合	%	平成30年度実績 小5 96.0 中2 98.0	↑
6	CRT標準学力調査において、算数・数学の全国平均に対する石狩市の小学5年生、中学2年生の割合	%	平成30年度実績 小5 96.0 中2 89.0	↑
7	全国学力・学習状況調査において、「算数(数学)の授業で学習したことは、将来、役に立つ」と思っている小学校6年生、中学校3年生の割合	%	小6 90.4 中3 75.5	↑

※C R T標準学力調査では、上記目標と合わせて、同一母集団で前年度全国比を上回ることを目指す

施策5 情報教育の充実

- 教育の情報化の推進を図る
- 情報活用能力の育成を図る
- 「分かる授業づくり」を実現するため、I C T*機器の効果的活用を図る

【主な取組】

- ・電子黒板やI C T機器などの情報機器の整備
- ・プログラミング的思考を育む教育活動の充実
- ・教員のI C T機器活用指導力の向上を図る取組の推進

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
8	全国学力・学習状況調査において、教員が大型提示装置(電子黒板、プロジェクター)などのICTを活用した授業を1クラス当たり、ほぼ毎日行っていると回答した学校の割合	%	小 66.7 中 37.5	↑
9	全国学力・学習状況調査において、「授業でICT機器を活用したい」と思っている小学校6年生、中学校3年生の割合	%	小6 86.3 中3 73.2	↑

【目標Ⅰ】自ら学ぶ意欲をもって、主体的に社会に関わり、新しい時代を生きる力を育てる

施策6 キャリア教育の充実

- 目標に向かって努力する態度の形成を図る
- 身のまわりの仕事や環境への関心・意欲の向上を図る
- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力である、基礎的・汎用的能力の育成を図る。

【主な取組】

- ・学ぶことと働くことの繋がりを意識した、学習・体験活動・職業体験の充実

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
10	全国学力・学習状況調査において、「将来の夢や目標を持っている」という小学校6年生、中学校3年生の割合	%	小6 82.2 中3 72.1	↑

施策7 手話を通じた学びの推進

- ろう者（聞こえない人）への理解と、手話が言語であることの理解の促進を図る

【主な取組】

- ・小中学校への手話出前授業の実施（関連施策：21P 施策17 道德教育の充実）
（関連施策：23P 施策20 コミュニケーション能力の育成）

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
11	手話講習会等を年1回以上行った学校数	校	小 11 中 6	全校で実施



石狩市の手話ロゴマーク

【目標Ⅰ】自ら学ぶ意欲をもって、主体的に社会に関わり、新しい時代を生きる力を育てる

方針2 学びを支える家庭・地域との連携・協働の推進

求められる取組

子どもたちが地域への愛着をもち、目標を持って健やかに成長するためには、学校だけでなく、家庭や地域が教育の場として十分な機能を発揮し、多くの人々と関われる機会や、様々な経験を育める環境を整えることが求められています。

今後の展開

基本的な生活習慣や情操などの基礎を培う家庭教育を支援するため、家庭教育に関する適切な情報や気軽に悩みを打ちあけられる環境を整えるとともに、目指すべき子どもの姿や学校の経営方針を家庭や地域と共有したうえで、義務教育の9年間で持続して家庭での学習に取り組める環境づくりを進めます。

これまで取り組んできた学校支援地域本部*事業を通じた、学校や子どもたちへの支援を継続しながら、今後は、地域と学校が対等な関係づくりを目指し、幅広い地域住民等の参画によって、子どもたちの成長を支えるだけでなく、地域の活性化を図ります。

また、生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもたちが必要な教育を受ける機会をもてるような教育環境づくりを進めます。

施策8 家庭教育支援の充実

- 子育てに不安や悩みを持つ保護者をサポートする体制の充実を図る
- 生活、学習規律、家庭学習時間等の小中でのスタンダード化を図る

【主な取組】

- ・子育て世代の包括的な支援（家庭児童相談員等の配置）
- ・家庭教育及び子育てに関する各種講座の開催
- ・授業と連動させた宿題、家庭学習の取り組み方の指導（再掲）
（関連施策：12P 施策1 確かな学力の育成）
- ・中学校の試験期間に合わせた小学校の家庭学習強化週間の設定
（関連施策：19P 施策14 学びの段階間の連携・接続の推進）
- ・あい風寺子屋事業*による放課後学習支援の充実
- ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備
- ・「いしかりふれあいDAY」「生活リズムチェックシート」の活用
（スマートフォン等の使用時間、食事摂取、睡眠時間など）
（関連施策：24P 施策23 健康・食育の推進）

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
12	全国学力・学習状況調査において、児童生徒に家庭での学習方法等を具体例を挙げながら伝えていると回答した学校の割合	%	小 66.7 中 37.5	↑
13	全国学力・学習状況調査において、学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たり「1時間以上」勉強(学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む)している小学校6年生、中学校3年生の割合	%	小6 61.2 中3 56.6	↑
14	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室等の一体的又は連携による実施箇所数	箇所	1	↑

【目標Ⅰ】自ら学ぶ意欲をもって、主体的に社会に関わり、新しい時代を生きる力を育てる

施策 9 学びのセーフティネット*の構築

- 就学に係る経済的支援の推進を図る
- 相談機能と支援体制の充実を図る
- 多様な学習機会の提供の推進を図る（子どもの居場所づくり）

【主な取組】

- ・就学援助などによる経済的支援
- ・教育（スクールソーシャルワーカー*）と福祉（家庭生活支援員*）による総合的な支援
- ・補充（放課後）学習の充実
- ・生活困窮等を要因とした、学習面での支援ニーズへの対応
- ・地域団体による子どもの居場所づくりの支援（学習支援・食事支援等）

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	平成30年度 （実績）	令和6年度 （目標）
15	スクールソーシャルワーカー（SSW）が行った相談の延べ件数 と家庭生活支援員が行った学習支援・家庭生活支援の延べ件数	件	SSW 246 家庭生活支援員 1,442	↑

施策 10 学校を核とした地域づくり

- 地域と学校が連携・協働して子どもたちの成長と地域づくりを図る

【主な取組】

- ・地域学校協働活動の推進
（関連施策：18P 施策 11 開かれた学校づくりの推進）
- ・コミュニティ・スクール*導入による地域一体の学校運営
（関連施策：18P 施策 11 開かれた学校づくりの推進）

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 （実績）	令和6年度 （目標）
16	全国学力・学習状況調査において、地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの保護者や地域との協働による活動を「よく行っている」と感じている学校の割合	%	小 33.3 中 25.0	↑
17	全国学力・学習状況調査において、今住んでいる地域の行事に参加している小学校6年生、中学校3年生の割合	%	小6 59.9 中3 45.4	↑

【目標Ⅰ】自ら学ぶ意欲をもって、主体的に社会に関わり、新しい時代を生きる力を育てる

方針3 学びをつなぐ学校づくり

求められる取組

子どもたちの学習活動の基盤となる安心安全で快適な学校施設を整備するとともに、学校と家庭と地域が一体となって地域のコミュニティの核となる学校づくりを行っていくことが求められています。

また、全国的に通学途中に子どもたちが巻き込まれる事件や事故が頻発しており、通学路等における子どもたちの安全を確保することや、健康安全面においては、食物アレルギーへの対応など、一人一人の実情に配慮したきめ細やかな対応が求められています。

今後の展開

老朽化が進んでいる学校施設の設備や情報機器などの整備を計画的に行うほか、登下校時の安全管理や安心安全な学校給食の提供などの充実を図るとともに、家庭や地域の協力を得ながら育てたい子ども像を共有し、地域の特色を活かした活力ある学校づくりを進めます。

また、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、学校運営の改善を進めます。

施策11 開かれた学校づくりの推進

○学校評価・情報提供の推進を図る

○家庭や地域が参画した学校運営の推進を図る

【主な取組】

- ・学校ホームページの充実
- ・コミュニティ・スクール*導入による地域一体の学校運営（再掲）
（関連施策：17P 施策10 学校を核とした地域づくり）
- ・地域学校協働活動の推進（再掲）
（関連施策：17P 施策10 学校を核とした地域づくり）

施策12 学校施設・設備の整備・充実

○老朽化の進んだ校舎等の計画的な改修・整備を図る

○教材教具設備・備品の整備を図る

【主な取組】

- ・学校施設長寿命化計画の策定
- ・トイレの洋式化
- ・教材教具設備・備品の整備

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
18	学校トイレ洋式化の割合	%	小 64.0 中 49.3	↑

【目標Ⅰ】自ら学ぶ意欲をもって、主体的に社会に関わり、新しい時代を生きる力を育てる

施策 13 安全な学校づくりを目指した環境の整備

- 危機管理体制の整備を図る
- 情報セキュリティの徹底
- 通学路等における安全・防犯対策を図る

【主な取組】

- ・危機管理マニュアルの整備、適切な運用と訓練の実施
- ・情報セキュリティマニュアルの適正な運用及び教職員研修の実施
- ・通学路交通安全プログラム*に基づく、点検・対策の実施

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
19	学校の防犯カメラ設置状況	台	小 7校 中 5校	全校に設置

施策 14 学びの段階間の連携・接続の推進

- 幼児期における遊びを通した学びを、就学以降の学びにつなげる指導支援を図る
- 同一中学校区内の小学校と中学校の教育目標の共有化を図る
- 義務教育9年間を通じて、資質・能力を育むため、小中一貫教育の推進を図る

【主な取組】

- ・認定こども園*などへの情報提供
- ・保護者の幼児教育・保育等の選択の支援（子育てコンシェルジュ*の配置）
- ・保育士等の処遇改善と確保対策
- ・スタートカリキュラムの実施にかかる、幼保小の連携
- ・中一ギャップの解消を目指した小中の連携
- ・中学校の試験期間にあわせた小学校の家庭学習強化週間の設定（再掲）
(関連施策：16P 施策 8 家庭教育支援の充実)
- ・生活、学習規律、家庭学習時間等の小中でのスタンダード化
- ・校内研修への、学校間の相互参加

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
20	全国学力・学習状況調査において、近隣の中学校(小学校)と、教育課程に関する情報交換を「よく行った」と思っている学校の割合	%	小 41.7 中 25.0	↑

【目標Ⅰ】自ら学ぶ意欲をもって、主体的に社会に関わり、新しい時代を生きる力を育てる

施策 15 学校運営の改善

- PDCAサイクルによる学校改善の推進を図る
- 教員の働き方改革の推進を図る

【主な取組】

- ・指導主事による学校訪問、学校ヒアリングの充実
- ・学校における働き方改革推進計画の実施
- ・働き方改革に関する視点を盛り込んだ「学校経営方針」や「重点目標」の設定
- ・働き方改革の実現に向けた環境整備

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和6年度 (目標)
21	一月当たりの時間外勤務時間が45時間を超える教員の割合	%	↓

※令和元年度実績は未集計。令和2年から集計を開始し、令和2年度の実績値よりも割合を下げるという指標とする。

施策 16 学校安全教育の充実

- 生活安全に関する教育の充実を図る
- 交通安全に関する教育の充実を図る
- 災害安全に関する教育の充実を図る

【主な取組】

- ・防犯教室・防犯訓練の実施
- ・交通安全教室・自転車乗車マナー教室の実施
- ・災害に応じた避難訓練の実施
- ・学校・地域・家庭での「あいさつ運動」の実施

いしかりの教育は
「こんにちは」から始めます。



石狩市教育委員会

※上の絵は、手話で「こんにちは」を表しています。

【目標Ⅱ】

思いやりと豊かな心・健やかな体をもって、多様な人々と共に支え合う人を育てる

方針4 健やかな成長を促す取組の推進

求められる取組

子どもたちが自立した人間として他者と共により良く生きていくためには、自分らしい生き方を実現しようとする態度や他者を思いやる心、感動する心などを培うことを通して、豊かな人間性を育む取組が求められ、合わせて、物事を最後までやり遂げる姿勢や、異なる考えを持つ他者とのコミュニケーション能力を高める取組も求められています。

また、全国的に子どもたちの体力の低下や生活習慣の乱れなどが指摘されている中、自らの健康に関心を持ち、生涯にわたって心も体も健やかな生活を送ることのできる資質や能力を身に付けさせることが求められています。

今後の展開

人としての生き方やあり方について考えを深め、主体的に未来を切り拓こうとする力を育むことができるよう、各教科や学校行事など様々な教育活動を通じて道徳教育の充実を図ります。また、体験活動やコミュニケーション能力の育成を通じて、自然の大切さ、他者と協働することの重要性などへの理解を深めるほか、学校とスクールソーシャルワーカー*などとの連携により、いじめや不登校の未然防止と早期発見・早期対応に取り組めます。

健やかな体づくりについては、体育・保健体育の授業や部活動、放課後を利用したスポーツ・遊びなどの事業を通じて、体力・運動能力の向上を図るほか、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるため、学校給食を活用した食に関する指導や家庭への啓発活動の充実に努めます。

施策17 道徳教育の充実

- 心の教育の充実を図る
- 人権を尊重した教育の推進を図る
- 自尊感情の醸成を図る

【主な取組】

- ・「道徳科」を基軸とした豊かな心の育成
 - ・保護者への「考え、議論する道徳*科授業」の公開
 - ・他者を思いやる心の育成
- (関連施策：23P 施策21 いじめの防止や不登校児童生徒への支援の取組の充実)
- ・小中学校への手話出前授業の実施（再掲）
- (関連施策：15P 施策7 手話を通じた学びの推進)

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
22	全国学力・学習状況調査において、「自己肯定感や自尊感情が高い」と感じている小学校6年生、中学校3年生の割合	%	小6 79.3 中3 73.2	↑

【目標Ⅱ】思いやりと豊かな心・健やかな体をもって、多様な人々と共に支え合う人を育てる

施策 18 読書活動の推進

- 読書に親しみ、ものの見方、感じ方、考え方を広げ深める活動の充実を図る
- 言語活動の充実を図る（再掲）（関連施策：12P 施策 1 確かな学力の育成）

【主な取組】

- ・学校独自の取組を支援
- ・調べる学習コンクールの活用
- ・ブックスタート*、家読*（うちどく）の充実
- ・授業での市民図書館、学校図書館、学校司書*の活用
- ・情報を正確に理解し適切に表現する力の育成（話す、聞く、書く、読む）（再掲）
（関連施策：12P 施策 1 確かな学力の育成）
（関連施策：23P 施策 20 コミュニケーション能力の育成）

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 （実績）	令和6年度 （目標）
23	全国学力・学習状況調査において、学校の授業以外で、普段（月～金曜日）、1日当たり「10分以上」読書（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）をしている小学校6年生、中学校3年生の割合	%	小6 57.3 中3 45.8	↑

施策 19 体験活動の推進

- 学校や地域における、多様な体験活動の推進を図る

【主な取組】

- ・奨励プログラムの活用（環境・人権・平和・国際理解）
- ・地域の様々な人々との交流や社会体験等の充実
- ・児童館を拠点とする、子どもたちが主体的に取り組む体験活動の充実
（農村体験、けん玉チャレンジなど）

【目標Ⅱ】思いやりと豊かな心・健やかな体をもって、多様な人々と共に支え合う人を育てる

施策 20 コミュニケーション能力の育成

- 言語活動の充実を図る（再掲）（関連施策：12P 施策 1 確かな学力の育成）
- コミュニケーション能力を高める学習活動の充実を図る
- 学びに向かう力、人間性等の育成を図る

【主な取組】

- ・情報を正確に理解し適切に表現する力の育成（話す、聞く、書く、読む）（再掲）
（関連施策：12P 施策 1 確かな学力の育成）
（関連施策：22P 施策 18 読書活動の推進）
- ・実験レポートの作成や、立場や根拠を明確にして議論することなどの充実
（小中：総則、各教科等）
- ・パートナースクールや小中間交流の効果的な活用
- ・小中学校への手話出前授業の実施（再掲）
（関連施策：15P 施策 7 手話を通じた学びの推進）

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 （実績）	令和6年度 （目標）
24	全国学力・学習状況調査において、「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と感じている小学校6年生、中学校3年生の割合	%	小6 73.4 中3 70.4	↑

施策 21 いじめの防止や不登校児童生徒への支援の取組の充実

- 児童・生徒理解の深化と自己実現に向けた指導の充実を図る
- 教育相談体制の充実を図る
- 教職員の資質・能力の向上と学校体制の充実を図る

【主な取組】

- ・小中連携した「いじめ防止集会」の実施
- ・他者を思いやる心の育成（再掲）（関連施策：21P 施策 17 道徳教育の充実）
- ・SNS等の適切な利用についての指導
- ・いじめ等の問題行動や不登校の未然防止及び早期発見・即時対応
- ・スクールカウンセラー*・スクールソーシャルワーカー*の活用
- ・教育支援教室「ふらっとくらぶ」の活用

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 （実績）	令和6年度 （目標）
25	全国学力・学習状況調査において、「いじめはどんなことがあってもいけないことだ」と思っている小学校6年生、中学校3年生の割合	%	小6 90.8 中3 85.0	全ての児童生徒が「思う」ことを目指す
26	不登校児童生徒のうち、学校復帰やふらっとくらぶ、フリースクールなどにつなげられた割合	%	小 7.7 中 21.6	↑

【目標Ⅱ】思いやりと豊かな心・健やかな体をもって、多様な人々と共に支え合う人を育てる

施策 22 体力・運動能力の向上

○体育・保健体育授業及び体育的活動の充実を図る

【主な取組】

- ・1校1プラン（体力）に基づく体力の育成
- ・新体力テストの活用
- ・放課後の運動奨励、部活動指導の充実（外部指導者の活用など）
- ・レクリエーション活動の推進（関連施策：25P 施策 24 生涯学習の振興）

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
27	全国体力・運動能力、運動習慣等調査*において、体力合計点の全国平均値を50.0とした場合の小学校5年生、中学校2年生の値	-	小5 男子 50.6 女子 48.5 中2 男子 50.8 女子 47.9	↑

施策 23 健康・食育の推進

○健康教育を通じ、家庭と連携した基本的な生活習慣の定着を図る

○安全・安心な学校給食の充実を図る

○食に関する指導の充実を図る

【主な取組】

- ・関係機関と連携した健康教育の充実
(心肺蘇生講習(AED)、薬物乱用防止、がん教育など)
- ・「いしかりふれあいDAY」「生活リズムチェックシート」の活用(再掲)
(スマートフォン等の使用時間、食事摂取、睡眠時間など)
(関連施策：16P 施策 8 家庭教育支援の充実)
- ・学校給食「いしかりデー」「いしかりウィーク」の開催
- ・「アレルギー明示献立」の配付、食物アレルギー対応給食の提供を継続
- ・栄養教諭*を中心とした「食に関する指導」の実施

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
28	全国学力・学習状況調査において、毎日、同じくらいの時刻に寝ている小学校6年生、中学校3年生の割合	%	小6 76.4 中3 76.3	↑
29	全国学力・学習状況調査において、朝食を毎日食べている小学校6年生、中学校3年生の割合	%	小6 81.6 中3 76.3	↑
30	学校給食における、米及び主要な野菜の全使用量のうち石狩産食材の割合	%	平成30年度実績 54.9	↑

【目標Ⅲ】

ふるさとへの愛着をもち、幅広い視野で新しい価値を創造し、活躍する人を育てる

方針5 学びを活かす地域社会の実現

求められる取組

市民一人一人の学びへの意欲を喚起し、潤いのある生活と活力ある地域づくりを推進するために、学び続けることができる環境とその学びの成果を活かせる環境をつくることが求められています。

また、社会教育施設のサービスを充実させ、何度も足を運びたいような学びと憩いの空間を整えることや、市民が多く芸術文化に触れることのできる機会の提供などが求められています。

今後の展開

地域の実態に即した学習環境づくりや学習成果を活用する仕組みづくりなど、生涯学習社会の構築に向けた社会教育の充実に取り組みます。

また、社会教育施設においては、基礎的な機能の充実に加え、来館する目的ニーズの多様化に対応するサービスの充実を図るほか、市民が芸術文化に身近に接する機会の提供と、芸術文化活動を生涯にわたって続けられる環境づくりを進めます。

施策24 生涯学習の振興

- 生涯にわたる学習活動の促進を図る
- 地域の実態に即した学習環境づくりの充実を図る
- 社会教育活動を促進するための人材育成を図る
- 社会教育関係団体等への総合的な支援を図る
- 社会教育施設等の機能充実を図る

【主な取組】

- ・「いしかり市民カレッジ」「石狩シニアプラザはまなす学園」などの推進・支援
- ・公民館講座等の充実
- ・社会教育主事・社会教育支援スタッフの確保と育成
- ・社会教育関係団体への専門的な指導・助言
- ・社会教育施設等の整備と施設の特性を活かした有効的な活用
- ・レクリエーション活動の推進（再掲）

（関連施策：24P 施策22 体力・運動能力の向上）

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	平成30年度 （実績）	令和6年度 （目標）
31	市教委や社会教育団体が行った市民向け講座等の開催数	回	59	↑
32	社会教育主事、生涯学習アドバイザー、地域コーディネーターの人数	人	8	↑

【目標Ⅲ】ふるさとへの愛着をもち、幅広い視野で新しい価値を創造し、活躍する人を育てる

施策 25 芸術文化活動の推進

- 芸術文化に接する機会の充実を図る
- 地域文化の振興を図る
- 情操教育の充実を図る

【主な取組】

- ・ロビーコンサートなどのイベントの継続
- ・俳句のまち～いしかり～こども俳句コンテストの継続と「俳句ガイド」の活用
- ・市民文化祭開催の支援
- ・芸術文化活動への支援
- ・各種コンクール・検定等への応募の奨励
- ・「情操教育プログラム」の開催（あい風コンサート・The music など）

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 （実績）	令和6年度 （目標）
33	市教委が実施する体験活動の回数（情操教育プログラムなど）	回	11	↑

施策 26 図書館サービスの充実

- 情報提供機能の充実を図る
- 市民協働によるサービスの充実を図る
- 魅力的な蔵書の充実を図る

【主な取組】

- ・司書研修等によるレファレンスサービス*（調べもの相談）の充実
- ・ボランティアによるおはなし会、DVD上映会
- ・図書館まつり、科学の祭典などのイベントの充実
- ・新刊図書を購入や適切な除籍による蔵書の充実
- ・地域の歴史や情報を伝える資料の収集・提供

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	平成30年度 （実績）	令和6年度 （目標）
34	市民図書館（本館）の入館者数	人	236,080	↑
35	司書研修等を行った回数	回	8	↑
36	ボランティアなどによるイベントの開催数	回	72	↑

【目標Ⅲ】ふるさとへの愛着をもち、幅広い視野で新しい価値を創造し、活躍する人を育てる

方針6 ふるさとを学ぶ機会の充実

求められる取組

将来、様々なステージで活躍する子どもたちに、石狩の歴史、文化等をしっかりと伝え、ふるさと石狩に愛着と誇りを持てるように、「ふるさと教育」を推進していくことが求められています。

また、新たな文化財の調査や、これまでの文化資料の保護・保存を行い、適切な管理と活用を継続していくことが求められています。

今後の展開

ふるさと石狩で学び、成長してきたことを誇りに感じ、様々な地域で活躍する「いしかりっ子」が、生まれ育った場所へ戻る鮭のように「将来はふるさと石狩のために」と思えるような「ふるさと教育」を推進し、石狩の歴史、文化等をしっかりと学ぶ機会を提供します。

また、文化・伝統を継承するため、文化財を適切に保護・保存し、維持管理に努めるとともに、ふるさとを学ぶ環境づくりや資料の充実を図り、文化財に親しむ機会やふるさとを学ぶ機会を提供します。

施策27 ふるさとを学ぶ機会の充実

- 資料館等でのふるさと学習機会の充実を図る
- ふるさとを学ぶ資料の整備を図る

【主な取組】

- ・総合的な学習の時間の活用
- ・テーマ展、体験講座、野外講座などの開催
- ・市民図書館や海浜植物保護センターなどと連携した講座や展示による学習機会の提供
- ・資料館や道の駅の情報コーナーを活用した情報発信の充実
- ・地域情報誌や石狩ファイルのホームページ公開等による情報発信の充実

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
37	ふるさと学習に関する講座等の開催数	回	10	↑
38	資料館の延べ入館者数	人	2,384	↑

施策 28 文化・自然遺産の保護・保存・活用の推進

- 文化財資料、自然標本等の収集・保護・活用を図る
- 郷土研究などの活動を行っている団体等を支援し、文化財保護を図る

【主な取組】

- ・市内の特徴的な文化財の調査・把握
- ・歴史的価値のある文化資料の修復・公開
- ・自然標本の収集、標本製作と資料館等での公開
- ・文化財、標本等の整理と保存環境の充実
- ・歴史、文化、自然についての研究活動の充実
- ・紀要等による研究成果の公表
- ・郷土研究会等の市民による調査研究活動への支援
- ・石狩小学校校舎を郷土資料館として利活用するための検討

第3編 資料編

■用語解説・・・・29P～30P

■各種データ・・・・31P～38P

資料1 児童生徒数・学級数

資料2 石狩市の児童生徒数の推移

資料3 学力等の状況

3-1 全国学力・学習状況調査における全国・全道と石狩市の平均正答率の比較

3-2 平日の学習時間 3-3 読書時間

資料4 子どもたちの生活習慣

4-1 朝食 4-2 就寝

資料5 子どもたちの規範意識や問題行動等

5-1 自尊感情 5-2 規範意識（いじめ）

資料6 子どもたちのコミュニケーション能力

資料7 学校運営と地域

7-1 学校支援ボランティアへの参加

7-2 地域行事への参加

資料8 石狩市の就学援助の推移

資料9 市民図書館の状況

資料10 市内の文化財等一覧

資料11 石狩市教育委員会所管施設等

■用語解説

あ 行

あい風寺子屋事業 (P16)

学校支援地域本部事業（学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子供を育てる体制を整えることを目的として、地域の方々を中心に学校支援ボランティアにより学校を支援する事業）の一環として、放課後の児童の居場所を提供する事業

I C T (P14)

Information and Communication Technology の略。コンピュータや情報通信ネットワーク（インターネット等）などの情報コミュニケーション技術のこと。

家読（うちどく）(P22)

「家庭読書」の略語で、「家族ふれあい読書」を意味し、「朝読」（朝の読書の略）の家庭版として考えられた。家族で本を読んでコミュニケーションし、「家族の絆づくり」をすることを目的としている。

栄養教諭 (P24)

学校教育法第 37 条の規定により、児童生徒の栄養の指導をつかさどることを職務としており、栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教育職員

か 行

学校支援地域本部 (P16)

地域住民の学習支援や登下校の安全確保などの学校支援活動を通じて、教員が子どもと向き合う時間の確保を図るなど、地域全体で学校教育活動を支援する体制

学校司書 (P22)

学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員

家庭生活支援員 (P17)

経済的な理由により十分な学習機会を得られない子どもに対し、学力向上を目的とした学習支援や、日常生活や養育などの相談支援を行うなど、子供の将来の自立に向けた包括的な支援をする相談員

考え、議論する道徳 (P21)

「特別の教科である道徳」において、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」を目指しているもの

義務教育学校 (P2)

学校教育法第 1 条に規定される「学校」で、小学校課程から中学校課程までの 9 年間の義務教育を一貫して行う学校

子育てコンシェルジュ (P19)

平成 29 年 7 月から配置。子ども医療費、児童手当、認定こども園、放課後児童クラブなどの各種手続きのほか、市内で開催される子育て関係の講座やイベントの案内、子育て支援センターや児童館、公園など、子どもが遊べる場所の案内などを行っている

個別の教育支援計画 (P2, 13)

障がいのある幼児児童生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下に、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりについて策定した支援計画

個別の指導計画 (P2, 13)

子どもたち一人ひとりの実態に応じて、指導目標・内容・方法を明確にし、きめ細かく適切に指導するため学校等が作成する計画

コミュニティ・スクール (P4, 8, 17, 18)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会が任命した保護者や地域住民等により構成される「学校運営協議会」を設置している学校を指し、一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べることができる制度

さ 行

C R T 標準学力検査 (P13)

教育目標への到達状況を把握する目的の学力検査で、目的基準準拠検査として標準化されている。学習指導要領に示された基礎・基本的な内容を中心として到達状況を適正に把握できる、観点別学習状況の評価、総合評定の求め方に最も合理的な手法が採用されているなどの特徴があると言われている。

社会教育主事 (P25)

社会教育活動を行う人に対して、専門的な指導・助言を行う専門的教育職員。社会教育法に規定されている。

主体的・対話的で深い学び (P8, 12)

児童生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いやりや考えを基に想像したりすることに向かう過程を重視した学習

超スマート社会 (Society5.0) (P6)

①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く人類史上5番目の新しい社会

スクールカウンセラー (P3, 23)

学校において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導・助言を行う専門家

スクールソーシャルワーカー (P3, 17, 21, 23)

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家

全国学力・学習状況調査 (P3, 13)

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、改善を図るとともに、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、改善を図ることを目的として国が平成19年度から実施している調査

全国体力・運動能力、運動習慣等調査 (P3, 24)

子どもの体力が低下している状況にかんがみ、全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的として、国が平成20年度から実施している調査

た 行

通学路交通安全プログラム (P2, 19)

中学生等の自転車通学の安全確保を含めた定期的な合同点検の実施や対策の改善、充実等の継続的な取組とともに、道路交通実態に応じ、警察、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携し、通学路における交通安全を確保するための対策を市で作成したもの

通級 (P2)

通常の学級に在籍しながら個別的な特別支援教育を受けること。

特別支援学級 (P2)

学校教育法の一部改正(平成19年4月1日施行)により、従前の「特殊学級」の名称が「特別支援学級」に変更された。

な 行

認定こども園 (P19)

幼稚園・保育所等のうち、就学前の幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備える施設

は 行

ブックスタート (P4, 22)

図書館司書やボランティア、保健師などがそれぞれの立場から、赤ちゃんに絵本を介して気持ちを通わす時間の楽しさと大切さを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタート・バックを無料で手渡すもの。全ての家庭において、本の読み聞かせを通じた親子のふれあいの時間を持つことができるよう、支援することを目的としている。

ま 行

学びのセーフティネット (P17)

社会を生き抜く力や未来への飛躍を実現する人材を養成するための基礎的な条件として、安全・安心で充実した教育機会にアクセスできるようにする社会参画・自立に向けた支援をいう

ら 行

レファレンスサービス (P4, 26)

利用者から質問・相談を受けて、調査・研究のために必要な資料の紹介や、資料を探すための手助けをするサービス

□資料 1 児童生徒数・学級数（単位：人）

【令和元年 5 月 1 日現在】

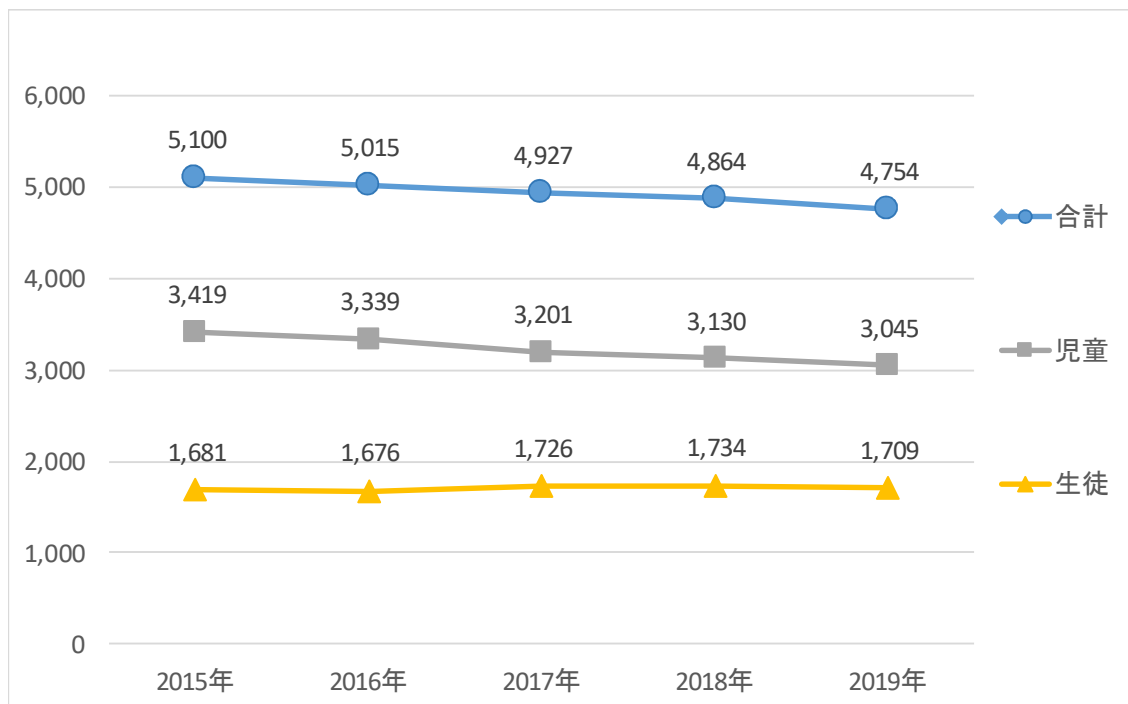
学 校 名	児 童 数						上：特別支援 下：普通学級	総合計	学級数 上：特別支援 下：普通学級
	1年	2年	3年	4年	5年	6年			
石狩小学校	() 4	() 8	() 9	() 10	() 9	() 14	0 54	54	0 6
花川小学校	() ② 38	(1) ② 46	() 40	() ② 51	() ② 51	(2) ② 49	3 275	278	2 11
生振小学校	() 14	() 15	() 15	() 15	() 15	() 6	0 80	80	0 6
南線小学校	(4) ⑤ 157	(6) ④ 123	(2) ④ 149	(3) ④ 140	(8) ⑤ 166	(2) ④ 147	25 882	907	6 26
花川南小学校	(4) ③ 91	() ③ 83	() ③ 95	(5) ③ 88	(3) ③ 112	(1) ③ 101	13 570	583	3 18
紅南小学校	() ② 53	(5) ② 62	(3) ② 57	(4) ② 61	(1) ② 69	(6) ② 48	19 350	369	3 12
八幡小学校	(1) 4	(1) 4	() 12	() 6	() 3	() 9	2 38	40	2 4
緑苑台小学校	() ② 54	(1) ② 57	() ② 55	() ② 63	() ② 72	(3) ② 78	4 379	383	3 12
双葉小学校	() ② 40	(4) ② 42	(2) 34	() ② 43	(2) ② 48	(2) ② 65	10 272	282	3 11
厚田小学校	() 3	(1) 5	() 3	() 5	() 5	() 3	1 24	25	1 3
聚富小学校	() 1	() 1	() 4	() 1	(1) 1	() 2	1 10	11	1 3
浜益小学校	() 4	() 6	() 6	() 4	() 5	() 8	0 33	33	0 4
小学校 計	(9) 463	(19) 452	(7) 479	(12) 487	(15) 556	(16) 530	78 2,967	3,045	24 116

学 校 名	生 徒 数			上：特別支援 下：普通学級	総合計	学級数 上：特別支援 下：普通学級
	1年	2年	3年			
石狩中学校	(2) 22	(1) 22	(3) 29	6 73	79	3 3
花川中学校	(6) ⑤ 150	(6) ⑤ 174	(4) ④ 157	16 481	497	3 14
花川南中学校	(2) ③ 95	(1) ② 74	(2) ④ 123	5 292	297	2 9
花川北中学校	(8) ③ 87	(3) ③ 101	(5) ③ 97	16 285	301	4 9
樽川中学校	(5) ⑤ 165	(3) ④ 145	(3) ⑤ 163	11 473	484	2 14
厚田中学校	(1) 3	() 6	() 11	1 20	21	1 3
聚富中学校	() 4	(1) 2	(1) 5	2 11	13	2 2
浜益中学校	() 5	() 5	() 7	0 17	17	0 3
中学校 計	(24) 531	(15) 529	(18) 592	57 1,652	1,709	17 57

- ・ () 内の数字は特別支援学級の児童生徒数（外数）
- ・ ○内の数字は2学級以上ある場合の普通学級数
- ・ 網掛け表示は複式学級の編制
- ・ 小学校1年生は35人学級
- ・ 太枠表示は北海道の少人数学級実践研究事業の対象校及び学年 花川中学校1年

出典：学校基本調査

□資料2 石狩市の児童生徒数の推移（単位：人）



出典：学校基本調査

□資料3 学力等の状況

3-1 全国学力・学習状況調査における全道と石狩市の平均正答率の比較

科目			2016(H28)			2017(H29)			2018(H30)			2019(H31)		
			全国	全道	石狩市	全国	全道	石狩市	全国	全道	石狩市	全国	全道	石狩市
小学校	国語	A	72.9%	71.0%	同様	74.8%	73.7%	やや低い	70.7%	70.1%	やや低い	63.8%	62.8%	同様
		B	57.8%	56.0%	やや低い	57.5%	56.3%	やや低い	54.7%	52.7%	ほぼ同様 (下位)			
	算数	A	77.6%	75.3%	やや低い	78.6%	77.3%	ほぼ同様 (下位)	63.5%	62.2%	同様	66.6%	64.5%	やや低い
		B	47.2%	44.5%	ほぼ同様 (下位)	45.9%	43.5%	やや低い	51.5%	48.7%	ほぼ同様 (下位)			
中学校	国語	A	75.6%	75.1%	ほぼ同様 (下位)	77.4%	76.7%	ほぼ同様 (下位)	76.1%	76.6%	やや低い	72.8%	72.1%	低い
		B	66.5%	65.0%	やや低い	72.2%	71.7%	ほぼ同様 (下位)	61.2%	61.2%	低い			
	数学	A	62.2%	61.8%	やや低い	64.6%	63.7%	ほぼ同様 (下位)	66.1%	64.9%	相当低い	59.8%	58.1%	低い
		B	44.1%	43.3%	やや低い	48.1%	46.9%	ほぼ同様 (下位)	46.9%	45.8%	低い			

・ポイントについて

- やや高い 3ポイント以上5ポイント未満の範囲内
- ほぼ同様（上位） 1ポイント以上3ポイント未満の範囲内
- 同様 ±1ポイント未満の範囲内
- ほぼ同様（下位） -1ポイント以上-3ポイント未満の範囲内
- やや低い -3ポイント以上-5ポイント未満の範囲内

出典：全国学力・学習状況調査の結果（石狩市教育委員会）

3-2 平日の学習時間（児童生徒質問紙）

（単位：％）

学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾等で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む）							
1：3時間以上		4：30分以上、1時間より少ない					
2：2時間以上、3時間より少ない		5：30分より少ない					
3：1時間以上、2時間より少ない		6：全くしない					
		1	2	3	4	5	6
小学校	全国	12.4	16.9	36.8	24.1	7.6	2.3
	北海道	6.4	13.0	38.2	30.1	10.4	1.8
	石狩市	4.5	13.5	43.2	30.9	7.0	1.0
中学校	全国	9.9	25.6	34.3	17.2	8.4	4.4
	北海道	7.2	21.7	34.3	20.0	10.6	6.2
	石狩市	5.5	22.0	29.1	18.4	15.2	9.6

出典：平成31（令和元）年度全国学力・学習状況調査（石狩市教育委員会）

3-3 読書時間（児童生徒質問紙）

（単位：％）

学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）							
1：2時間以上		4：10分以上、30分より少ない					
2：1時間以上、2時間より少ない		5：10分より少ない					
3：30分以上、1時間より少ない		6：全くしない					
		1	2	3	4	5	6
小学校	全国	7.0	11.3	21.5	25.9	15.6	18.7
	北海道	7.3	11.1	19.7	24.9	15.6	21.4
	石狩市	4.3	9.2	17.6	26.2	18.6	24.2
中学校	全国	4.8	7.6	14.6	23.4	14.8	34.8
	北海道	5.0	8.2	14.9	22.8	15.1	33.8
	石狩市	5.0	5.5	12.3	23.0	13.9	40.2

出典：平成31（令和元）年度全国学力・学習状況調査（石狩市教育委員会）

資料4 子どもたちの生活習慣

4-1 朝食（児童生徒質問紙）

（単位：％）

(単位：%)

朝食を毎日食べていますか					
1：している		3：あまりしていない			
2：どちらかといえば、している		4：全くしていない			
		1	2	3	4
小学校	全国	86.7	8.6	3.6	1.0
	北海道	84.0	10.0	4.7	1.3
	石狩市	81.6	8.0	7.8	2.5
中学校	全国	82.3	10.8	4.9	2.0
	北海道	80.8	11.6	5.6	2.0
	石狩市	76.3	12.7	8.6	2.5

出典：平成31（令和元）年度全国学力・学習状況調査（石狩市教育委員会）

4－2 就寝（児童生徒質問紙）

（単位：％）

毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか 1：している 2：どちらかといえば、している 3：あまりしていない 4：全くしていない					
		1	2	3	4
小学校	全国	38.9	42.5	15.5	3.1
	北海道	39.6	41.9	15.4	3.1
	石狩市	39.1	37.3	19.5	4.1
中学校	全国	33.6	44.4	17.8	4.2
	北海道	33.8	43.6	18.2	4.4
	石狩市	36.1	40.2	18.9	4.8

出典：平成31（令和元）年度全国学力・学習状況調査（石狩市教育委員会）

資料5 子どもたちの規範意識や問題行動等

5－1 自尊感情（児童生徒質問紙）

（単位：％）

自分には、よいところがあると思いますか 1：当てはまる 2：どちらかといえば、当てはまる 3：どちらかといえば、当てはまらない 4：当てはまらない					
		1	2	3	4
小学校	全国	38.8	42.4	13.4	5.3
	北海道	35.6	43.3	14.9	6.1
	石狩市	29.7	49.6	15.8	4.9
中学校	全国	29.0	45.1	18.6	7.3
	北海道	29.7	43.7	19.1	7.6
	石狩市	29.3	43.9	18.2	8.6

出典：平成31（令和元）年度全国学力・学習状況調査（石狩市教育委員会）

5－2 規範意識（いじめ）（児童生徒質問紙）

（単位：％）

いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか 1：当てはまる 2：どちらかといえば、当てはまる 3：どちらかといえば、当てはまらない 4：当てはまらない					
		1	2	3	4
小学校	全国	85.0	12.1	2.0	0.8
	北海道	87.2	9.9	2.0	0.9
	石狩市	90.8	7.6	0.6	1.0
中学校	全国	78.3	16.8	3.6	1.3
	北海道	79.3	15.4	3.8	1.4
	石狩市	85.0	10.5	2.9	1.6

出典：平成31（令和元）年度全国学力・学習状況調査（石狩市教育委員会）

資料6 子どもたちのコミュニケーション能力（児童生徒質問紙）

（単位：％）

学校の友達との間で話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり、広げたりすることができますか 1：当てはまる 2：どちらかといえば、当てはまる 3：どちらかといえば、当てはまらない 4：当てはまらない					
		1	2	3	4
小学校	全国	30.3	43.8	20.5	5.4
	北海道	28.6	43.7	21.8	5.9
	石狩市	27.9	45.5	18.9	7.4
中学校	全国	28.3	44.5	20.4	6.7
	北海道	27.0	43.9	21.8	7.2
	石狩市	29.5	40.9	21.6	8.0

出典：平成31（令和元）年度全国学力・学習状況調査（石狩市教育委員会）

資料7 学校運営と地域

7-1 学校支援ボランティアへの参加（学校質問紙）

（単位：％）

地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの保護者や地域との協働による活動を行いましたか 1：よく行った 2：どちらかといえば、行った 3：あまり行っていない 4：行っていない					
		1	2	3	4
小学校	全国	39.1	40.1	14.6	6.2
	北海道	34.5	39.9	17.9	7.7
	石狩市	33.3	58.3	0.0	8.3
中学校	全国	24.7	42.8	23.5	8.9
	北海道	22.8	43.0	23.1	11.1
	石狩市	25.0	75.0	0.0	0.0

出典：平成31（令和元）年度全国学力・学習状況調査（石狩市教育委員会）

7-2 地域行事への参加（児童生徒質問紙）

（単位：％）

今住んでいる地域の行事に参加していますか 1：当てはまる 2：どちらかといえば、当てはまる 3：どちらかといえば、当てはまらない 4：当てはまらない					
		1	2	3	4
小学校	全国	37.2	30.8	18.6	13.4
	北海道	30.6	31.6	20.8	17.0
	石狩市	32.6	27.3	23.2	16.8
中学校	全国	21.0	29.6	26.1	23.2
	北海道	16.9	27.9	27.1	28.1
	石狩市	18.4	27.0	26.3	28.4

出典：平成31（令和元）年度全国学力・学習状況調査（石狩市教育委員会）

資料8 石狩市の就学援助の推移

(単位：千円、%)

		H26	H27	H28	H29	H30
小学校	決算額	29,847	28,051	26,188	24,377	25,035
	認定率(要・準)	27.3%	26.3%	25.6%	22.7%	20.6%
	認定率(準のみ)	25.4%	24.6%	24.0%	21.1%	19.3%
中学校	決算額	26,951	27,035	23,080	37,127	28,270
	認定率(要・準)	29.4%	27.4%	23.5%	25.9%	24.7%
	認定率(準のみ)	27.5%	25.6%	21.6%	23.3%	22.6%
合計	決算額	56,798	55,086	49,268	61,504	53,305
	認定率(要・準)	28.0%	26.7%	24.9%	23.8%	22.0%
	認定率(準のみ)	26.1%	25.0%	23.2%	21.9%	20.5%

※決算額には学校給食費に充当した扶助費を含まない。

※要＝要保護者(生活保護受給者) ※準＝準要保護者

出典：石狩市教育委員会

資料9 市民図書館の状況

市民図書館の現状(花川南、八幡、あいかわとしょかん、浜益分館含む。)

区分	H26	H27	H28	H29	H30
利用登録者数(人)	21,617	21,072	20,219	19,501	18,508
蔵書点数(点)	314,864	323,528	322,840	324,178	325,766
貸出点数(点)	565,456	569,406	556,395	556,906	543,969

出典：石狩市教育委員会

資料10 市内の文化財等一覧(令和元年10月末現在)

指定者(法律等)	名称等	指定年月日	所在地	所有者
国指定(文化財保護法)	【史跡】 荘内藩ハママシケ陣屋跡	昭和 63. 5. 17	浜益区川下	石狩市ほか
国指定(同上)	【名勝】 ビリカノカ 黄金山(ピンネタイオルシベ)	平成 21. 7. 23	浜益区川下	国
北海道指定(北海道文化財保護条例)	【有形民俗文化財】 石狩弁天社の 鮫様(妙亀・法亀大明神像)	平成 19. 3. 20	弁天町 18 石狩辨天社	石狩弁天社 崇敬講社
北海道指定(北海道文化財保護条例)	【有形民俗文化財】 金龍寺の鮫様 (龍神・妙亀菩薩・鮫神像)	平成 19. 3. 20	新町 4 宝珠山金龍寺	宝珠山金龍寺
石狩市指定(石狩市文化財保護条例)	石狩弁天社	昭和 42. 12. 22	弁天町 18	石狩弁天社 崇敬講社
石狩市指定(同上)	チョウザメの剥製	昭和 57. 3. 27	弁天町 30-4	石狩市教委
石狩市指定(同上)	八幡町遺跡ワッカオイ 第 20 号墓出土の土器	昭和 57. 3. 27	弁天町 30-4	石狩市教委
石狩市指定(同上)	旧長野商店	平成 6. 3. 28	弁天町 30-5	石狩市教委
石狩市指定(同上)	金子家文書	平成 11. 4. 22	花川北 6-1-30-2	石狩市教委
石狩市指定(同上)	旧白鳥番屋	昭和 56. 12. 9	浜益区浜益 77	石狩市教委
石狩市指定(同上)	石狩弁天社の手水鉢	平成 25. 3. 28	弁天町 30-4	石狩市教委
石狩市指定(同上)	石狩紅葉山 49 号遺跡出土の木製品	平成 27. 7. 14	弁天町 30 番地 4	石狩市教委
石狩市指定(同上)	古潭龍澤寺の鰐口 2 点 (寛正三年) (寛正四年)	平成 28. 10. 27	(寛正三年) 北海道博物館 (寛正四年) 道の駅石狩「あい ろーど厚田」内	石狩市教委

出典：石狩市教育委員会

資料 11 石狩市教育委員会所管施設等（令和元年 10 月末現在）

◆学校施設

	名称	位置	設立年月日
小 学 校	石狩市立 石狩小学校 ※1	石狩市横町 39 番地	明治 6. 6
	石狩市立 花川小学校	石狩市花畔 1 条 1 丁目 7 番地	明治 6. 4
	石狩市立 双葉小学校 ※3	石狩市花川北 4 条 3 丁目 1 番地	平成 22. 4
	石狩市立 紅南小学校	石狩市花川北 1 条 6 丁目 1 番地	昭和 60. 4
	石狩市立 南線小学校 ※3	石狩市花川南 3 条 1 丁目 18 番地	明治 35. 10
	石狩市立 花川南小学校 ※3	石狩市花川南 6 条 5 丁目 1 番地	昭和 56. 4
	石狩市立 生振小学校	石狩市生振 375 番地 1	明治 29. 12
	石狩市立 八幡小学校 ※1 ※3	石狩市八幡 4 丁目 167 番地	平成元. 4. 1
	石狩市立 緑苑台小学校	石狩市緑苑台中央 3 丁目 603 番地	平成 15. 4
	石狩市立 厚田小学校 ※2 ※3	石狩市厚田区厚田 109 番地 2	明治 10. 3
	石狩市立 聚富小学校 ※2	石狩市厚田区聚富 256 番地 8	明治 32. 10
	石狩市立 浜益小学校	石狩市浜益区柏木 1 番地 17	平成 11. 4
中 学 校	石狩市立 石狩中学校	石狩市志美 293 番地 31	昭和 55. 4
	石狩市立 花川南中学校	石狩市花川南 9 条 4 丁目 94 番地	昭和 53. 4
	石狩市立 花川北中学校	石狩市花川北 3 条 4 丁目 130 番地	昭和 55. 4
	石狩市立 花川中学校	石狩市花川北 4 条 1 丁目 2 番地 1	昭和 62. 4
	石狩市立 樽川中学校	石狩市樽川 6 条 3 丁目 600 番地	平成 7. 4
	石狩市立 厚田中学校 ※2	石狩市厚田区厚田 109 番地 2	昭和 22. 5
	石狩市立 聚富中学校 ※2	石狩市厚田区聚富 256 番地 8	昭和 27. 5
	石狩市立 浜益中学校	石狩市浜益区浜益 50 番地 22	昭和 22. 6

※1 令和 2 年 4 月から「石狩八幡小学校」（八幡 4 丁目 167 番地）となる

※2 令和 2 年 4 月から「義務教育学校 厚田学園」（厚田区厚田 171 番地 1）となる

※3 学校プール開設校（なお、双葉小学校プールは旧紅葉山小学校敷地内）

◆学校給食センター

石狩市学校給食センター 石狩市花川北 7-1-27

【小学校 9 校 中学校 5 校へ受配】

（※令和 2 年 4 月から【小学校 8 校 中学校 5 校】）

厚田学校給食センター 石狩市厚田区厚田 171-4

【小学校 3 校 中学校 3 校へ受配】

（※令和 2 年 4 月から【小学校 1 校 義務教育学校 1 校 中学校 1 校】）

- ◆石狩市民図書館（本館） 石狩市花川北 7-1-26
 花川南分館 石狩市花川南 6-5-27-2 花川南コミュニティセンター内
 八幡分館 石狩市八幡 2-332-12 八幡コミュニティセンター内
 あいかぜとしょかん 石狩市厚田区厚田 109-2 厚田小学校敷地内
 （※令和2年4月以降は石狩市厚田区厚田 171-1 厚田学園内）
 浜益分館 石狩市浜益区浜益 630-1 浜益コミュニティセンター内

- ◆いしかり砂丘の風資料館 石狩市弁天町 30-4

- ◆はまます郷土資料館（石狩市指定文化財 / 旧白鳥家番屋）石狩市浜益区

- ◆学び交流センター 石狩市花川北 3-3-1

- ◆石狩市公民館（本館） 石狩市花川北 6-1-42
 樽川分館 石狩市樽川 500-49
 美登位分館 石狩市美登位 694

- ◆ふれあい研修センター
 高岡ふれあい研修センター 石狩市八幡町高岡 28-5
 北生振ふれあい研修センター 石狩市北生振 200-2
 五の沢ふれあい研修センター 石狩市八幡町高岡 400-2
 生振ふれあい研修センター 石狩市生振 793-5

- ◆創作の家
 美登位創作の家 石狩市美登位 694

出典：石狩市教育委員会

石狩市教育プラン

2020年（令和2年）3月発行

発行/石狩市教育委員会

これからの図書館がめざすもの

－ 石狩市民図書館ビジョン－

石狩市民図書館

第1章 はじめに

第2章 構成

第3章 石狩市民図書館がめざすもの ～市民の幸せのために～

1. 子どもの学びを支援する
2. 資料提供や情報発信を通じて生涯学習を支援する
3. 市民の誰もが利用できるような環境を整備する
4. サービスを支える基盤を整備する
5. 利用者の期待に応える蔵書・情報源を構築する

第4章 石狩市民図書館が今後5年間に重点的に取り組む施策

1. 子どもの学びを支援する
2. 資料提供や情報発信を通じて生涯学習を支援する
3. 市民の誰もが利用できるような環境を整備する
4. サービスを支える基盤を整備する
5. 利用者の期待に応える蔵書・情報源を構築する

これからの図書館がめざすもの
—石狩市民図書館ビジョン—

2020 年度策定

第 1 章 はじめに

策定の趣旨

石狩市民図書館（以下「市民図書館」という。）は、「石狩市図書館基本計画」に基いて平成 12 年に建設、開設以来 20 年が経過しました。

市民図書館は、生涯学習施設としての役割はもとより、図書館の中に街をつくるコンセプトの下、多くの人が集い、憩う場として、市民生活に密着した施設として活用されてきました。

一方、少子化・超高齢化の急激な進展など、本市をとりまく環境は大きく変化しており、市民図書館も、さらに時代の変化に呼応した事業展開を図ることが求められています。

このような背景の下で、これまでの図書館運営の成果と課題を元に、これからの図書館運営の方向性を明確にし、よりよい社会づくりに向けて市民とともに成長する図書館となることを目的として「これからの図書館がめざすもの—石狩市民図書館ビジョン—」（以下「ビジョン」という。）を策定します。

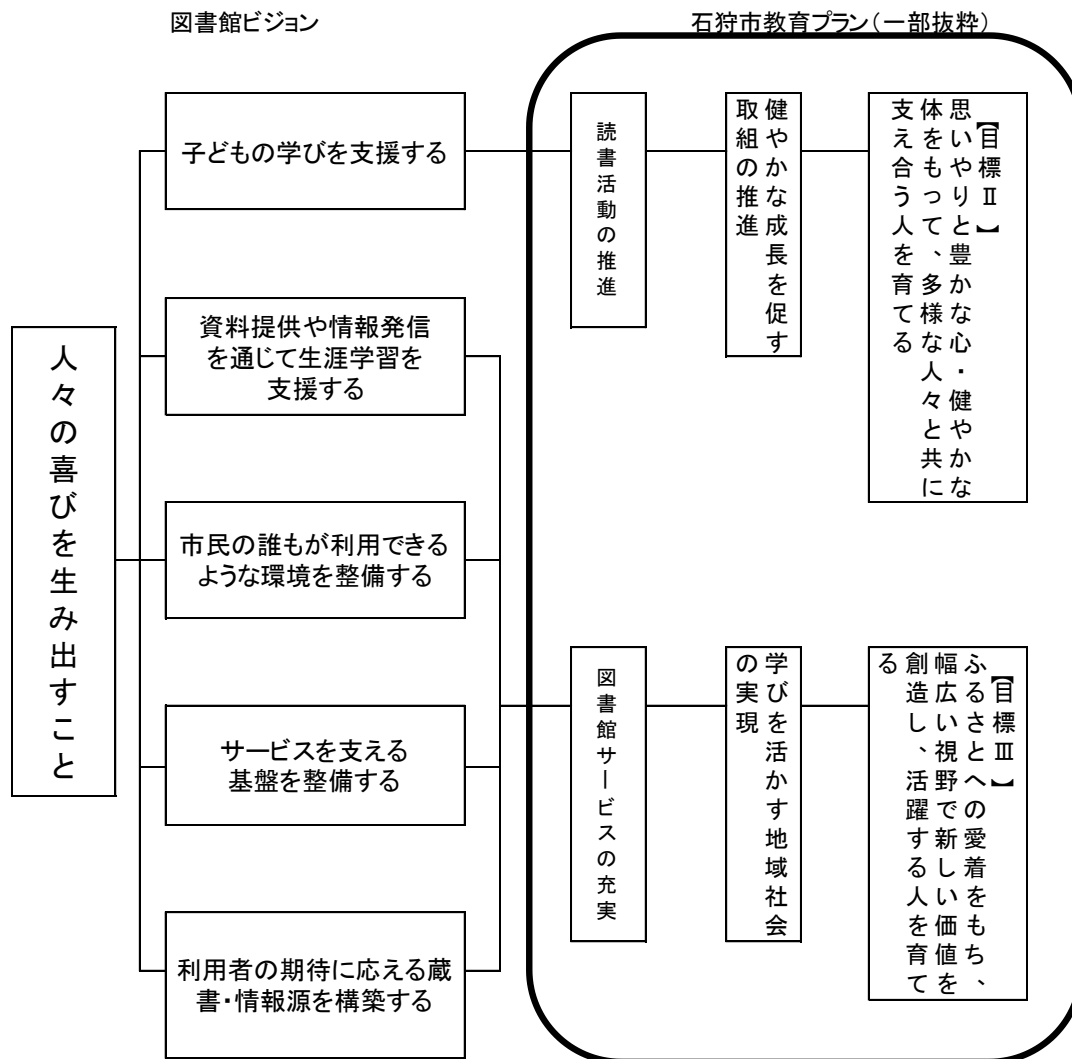
対象とする期間

ビジョンは、石狩市教育委員会が策定する教育に関する方向性を定めた「石狩市教育プラン」（令和 2 年策定予定）との整合を図るため、石狩市教育プランの計画期間である令和 2 年から 5 ヶ年を想定しています。

石狩市民図書館

第2章 構成

ビジョンの構成は、以下のとおりです。



第3章 石狩市民図書館がめざすもの

市民の幸せのために

市民の暮らしにとって何よりも大切なもの、図書館。

地域に図書館をとの多くの市民の声によって、平成12年6月に本館と三つの分館でオープンした市民図書館は、平成17年に厚田村、浜益村と合併し、それぞれの分館を設置し対象エリアを広げました。図書館ボランティアは、読み聞かせ、修理や創作、イベント支援など様々なジャンルで、多くの市民による活発な活動が行われています。また、学校図書館では、これまでの小学校に加え平成30年度から中学校への学校司書派遣も開始し、図書館機能の充実を図っています。

これまで図書館は、本や図書館を大切に思ってくださる多くの市民、図書館協議会委員、図書館ボランティア、市民活動団体や読書家によって支えられて来ました。運営にあたってはたいへん温かく見守っていただく一方、具体的に厳しい意見をいただきながら改善にも努めてきました。

情報通信技術の急激な進展や人生100年時代など社会環境やライフサイクルが急激に変化し、先行きの見えない現代において、これまで以上に市民が身近に感じられる図書館である必要があります。また、地域の課題が複雑化高度化しており、行政だけではその解決に至らない現実、さらには、知識基盤社会が一層進むことを考えると、よりよい社会づくりには市民一人一人がいままでの慣習や経験にとらわれず、新たな仕組みを作り出すことも必要です。

図書館はこれからも、市民の図書館として魅力的な蔵書構築や様々な情報の提供など、自らの学びの支援に取り組みながら、体験活動や様々な場面での交流を通じ、地域をもっと暮らしやすくするために、市民のみなさんと一緒に考え、共に成長できる図書館でありたいと考えています。

1. 子どもの学びを支援する

(1) 子どもが本に親しむための機会の提供に努める

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。市民図書館は、家庭、地域、学校図書館など様々な場所で子どもが本に親しむことができるよう、各種の事業を展開するとともに、情報提供に努めます。

(2) 学校図書館活動の充実を支援する

学校は、子どもが一日の大半を過ごす場であり、学校図書館は、児童・生徒にとってもっとも身近な図書館です。市民図書館は、学校図書館と連携しながら蔵書の充実・体制整備を図り、子どもがより多くの本に触れ、また、図書館の活用方法を身に付けることができるよう取り組みます。

2. 資料提供や情報発信を通じて生涯学習を支援する

(1) 資料を提供するための機能を高める

利用者は、多種多様な資料を求めて図書館を訪れます。市民図書館は、調べものの相談用データベースの活用や友好図書館、他の図書館との協力関係等を通じて様々なニーズに基づいた資料が提供できるよう努めます。

(2) 情報発信を積極的に行う

本には、多くの知識や情報がふんだんに載っていますが、文化財をはじめとする様々な文物や古人の知恵と結びつけることで、さらに豊かな知的刺激を与えてくれます。市民図書館は、収集した資料や活動状況などの情報発信に努めます。

(3) 交流や体験を通じ生涯学習を支援する

人生 100 年時代といわれる今日において、生涯にわたる学びはさけて通ることはできません。市民図書館は、資料提供はもとより、利用者同士の交流、体験活動、現代的課題等に関する学習会の開催など市民の生涯学習を支援します。

3. 市民の誰もが利用できるような環境を整備する

(1) 来館するのが困難な方へのサービスの充実を図る

市民図書館は、ハード・ソフトの両面においてバリアフリーであることなどから、多くの方に利用いただいています。一方、図書館に足を運ばなくとも、図書館サービスを利用可能としていくことも重要な課題であり、来館が困難な方々に向けて、資料の宅配サービスや図書館以外でも本の返却が可能となるサービスポイントを設置するなど、誰もが利用できるようサービスの充実に努めます。

(2) 分館でのサービスの充実を図る

市内3か所に設置した分館は、スペースの制約があるため蔵書は多くありませんが、本館や他の分館等で所蔵している図書館資料を受け取るサービスポイントの機能をはじめ、地域拠点としての重要な役割を果たしています。それぞれの地域の様子やニーズに合わせ、計画的に特集や展示などを行うことで、分館における図書館サービスの充実を図ります。

4. サービスを支える基盤を整備する

(1) 開かれた運営を行う

市民図書館は、インターネットや資料提供など、様々な手段を活用して事業やサービスに関する情報を積極的に公開し、市民が図書館の運営状態について、いつでも知ることができるような環境を整えます。

(2) 市民との協働による運営を行う

図書館の主役は、一人一人の利用者（市民）です。市民図書館が名実ともに「市民の図書館」であるためには、多くの市民と交流・対話し、日常的に市民ニーズや図書館運営に関する要望を受け止め、改善へのたゆまぬ努力を続ける必要があります。利用者をはじめ、図書館ボランティアや図書館を拠点に活動する団体等の声を聴き、共に考え、行動することで市民とともに成長する図書館を目指します。

(3) 継続的な職員の研修を行う

図書館職員の能力は、図書館サービスの質に大きな影響を及ぼします。市民図書館は、市民からの質問や読書相談に応え、子どもへの読み聞かせなどの充実を図るために、司書資格を持つ職員を配置すると同時に専門性や業務上必要な知識向上のために職員の研修に努め、サービスのさらなる向上を目指します。

(4) 施設の補修や機器の更新を適時に行う

利用者の快適な図書館利用には、施設・設備面でのきちんとした整備が欠かせません。市民図書館は、施設や機器の点検、補修または更新を適時行い、良好な施設環境の維持に努めます。

5. 利用者の期待に応える蔵書・情報源を構築する

(1) 魅力的な蔵書を構築する

利用者は、読みたい本、知りたい情報を求めて図書館にやって来ます。市民図書館は、こうした期待に応えるために、利用者が必要とする本を着実に保存すると同時に、新たな本を毎年一定程度購入し、魅力的な蔵書・情報源を構築するよう努めます。

(2) 調べものに役立つ環境を整備する

情報が大きな力を持つ現代においては、調べものの支援は図書館の重要な役割です。市民図書館は、この役割を十分に果たすために、蔵書の充実を図ることに加え、インターネットを活用した調査研究環境を提供します。

(3) 地域行政資料を積極的に収集する

特に石狩に関する資料は、地域について知るうえでも、祖先の営みを知るうえでも、そして現在を生きる私たちの活動の子孫に伝えるうえでも、非常に重要なものです。市民図書館は、こうした地域行政資料を積極的に収集し、着実に保存することで、石狩の文化の共有を図ります。

第4章 石狩市民図書館が今後5年間に重点的に取り組む施策

1. 子どもの学びを支援する

■目的

子どもが本に親しむための機会の提供に努めるとともに、子どもにとって最も身近な図書館である学校図書館を支援します。

■成果指標

指標の名称	単位	令和元年度実績	令和6年度
全国学力・学習状況調査において、学校の授業以外で、普段（月～金曜日）、1日当たり「10分以上」読書（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）をしている小学校6年生と中学校3年生の割合	%	小6 57.3 中3 45.8	↑

■関連事業

施策・事業	事業の概要
ブックスタート*	10 か月児健診会場でブックスタートパック無料配布と、そのフォローアップとして、1歳6か月児健診会場における読み聞かせを実施
おはなし会	ボランティア等の協力を得ながら、おはなし会・ブックトークを実施
図書館利用ガイダンス	図書館の利用方法や調べ方についてのガイダンスを実施
学校独自の取組	学校図書館活用による朝読書など、学校ごとに特色ある読書習慣形成の取組を推進
【新】読書への関心・意欲を高める取組	本に出会う機会をつくりだし読書意欲を喚起するため、子ども読書会やおすすめ本紹介、ブックトーク等を実施
家読（うちどく）*	第2のブックスタート事業として、就学時健康診断会場で、ブックリストを渡すとともに、図書館利用や読書習慣の定着に向けた声かけを実施
調べる学習コンクール*	図書館や学校図書館の資料、市内の様々な資源などを活用し、児童自らがテーマを決め、調べ、まとめるコンクールを実施

施策・事業	事業の概要
子どもの自発的な活動の支援	関係機関などと連携し、研修機会や情報提供などのほか、子ども司書など子どもが自発的に本や読書に親しめるような事業を実施
学校図書館の蔵書の充実	学校図書標準を目安に各小中学校の実情に応じた蔵書の充実と廃棄を実施
学校図書館の体制整備	学校図書館等整備方針を基に司書配置やオンライン化等の体制整備を実施
学校司書の資質向上	研修により学校司書の専門性を伸ばすとともに、学校の教育活動と連携

*ブックスタート＝ボランティアや図書館司書、保健師などが、それぞれの立場から、赤ちゃんや絵本を囲んで気持ちを通わす時間の楽しさと大切さを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタートパックを無料で手渡すもの。全ての家庭において、本の読み聞かせを通じた親子のふれあいの時間をもつことができるよう支援することを目的としている。

*家読（うちどく）＝読書習慣の定着や家庭でのコミュニケーションを深めるために行う事業。

*図書館を使った調べる学習コンクール＝公益財団法人図書館振興財団が主催するコンクール。石狩市は、平成24年度から地方予選となる「石狩市コンクール」を実施している。

2. 資料提供や情報発信を通じて生涯学習を支援する

■目的

利用者が求める文献・情報を提供する機能のみならず、所蔵資料の活用、他機関との連携を通じた情報発信、また利用者間の交流や学習機会の創出により、生涯学習活動を支援します。

■関連事業

施策・事業	事業の概要
情報提供機能の強化	データベースを活用し、レファレンスサービス*の質を高めるとともに、相互貸借制度*や国会図書館のデジタル資料閲覧サービス等により、所蔵していない情報の提供機能を強化
友好図書館交流	宮城県名取市図書館、石川県輪島市立図書館、沖縄県恩納村文化情報センターと資料交換、相互貸借やボランティア交流等を実施

施策・事業	事業の概要
情報の発信	蔵書やインターネットの活用により、地域情報をはじめとする様々な情報を発信
【新】図書館活動 PR のためのイベント等の充実	より多くの市民に気軽に図書館にきてもらうことができるようなイベントや取組を充実
【新】利用者同士の交流をうながす事業等の実施	読書会やビブリオバトルなど読書を通じて利用者同士が交流できる機会の創出
【新】学習会の開催	情報活用能力など時代の要請にこたえる学習会の開催

*レファレンスサービス＝利用者に対して図書館員が行なう人的な援助。主に、求めている文献そのものや、文献の探し方を提示することなど。

*相互貸借制度＝自館に無い資料を他自治体の図書館や機関の協力を得て取り寄せる制度。

3. 市民の誰もが利用できるような環境を整備する

■目的

様々な理由で市民図書館に来館することが困難な方へのサービスの充実を図り、誰もが図書館のサービスを受けられるように努めます。

■関連事業

施策・事業	事業の概要
来館が困難な方へのサービスの充実	宅配サービスや返却等のサービスポイントの設置、出張貸出等により、来館が困難な方へのサービスを実施
分館でのサービス活性化	地域の実情やニーズに合わせた蔵書構築や特集展示など分館サービスの活性化を推進

4. サービスを支える基盤を整備する

■目的

市民とともに成長する図書館を目指し、図書館運営に関する情報を積極的に公開するとともに、対話の場を増やし、市民との協働を進めます。

また、施設の補修や情報機器等の更新を適切に行うことで利用しやすい環境を提供するとともに、専門的職員の配置や職員の資質向上を図るなど、基本サービスの充実に不断に取り組めます。

■関連事業

施策・事業	事業の概要
運営状況の公表	ホームページや図書館だより、要覧など、様々な媒体を活用し、図書館の運営状況を積極的に公表
市民協働による事業展開	市民・ボランティア、市民活動団体との交流、また活動支援を実施するとともに、協働により市民とともに歩む図書館を目指した事業を展開
施設の補修・機器の更新	施設の補修・情報機器等の更新を適切に実施
職員の資質向上	職員の研修を継続的に行い、サービス・事業を質的に向上

5. 利用者の期待に応える蔵書・情報源を構築する

■目的

魅力的な蔵書を構築して利用者の多様なニーズに応えるとともに、インターネット環境の活用を通じて、調べものに役立つ環境を整えます。

■成果指標

指標の名称	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
市民図書館(本館)の入館者数	人	236,080	↑
司書研修等を行った回数	回	8	↑
ボランティアなどによるイベントの開催数	回	72	↑

■関連事業

施策・事業	事業の概要
魅力的な蔵書・情報源の構築	毎年一定程度の新鮮な資料(雑誌・新聞を含む)を購入し、魅力的な蔵書を構築
寄贈図書の活用	寄贈図書やスポンサー雑誌等による蔵書の充実
地域行政資料の充実	特に石狩に関するあらゆる形態の資料収集を行うとともに、整備・活用を強化
インターネットによる調査研究環境の充実	利用者が持ち込んだコンピュータ等を活用し、インターネットで調査研究できる環境を整備

石狩市子どもの読書活動推進計画

石狩市民図書館

I はじめに

- 1 子どもの読書活動の目的
- 2 計画策定の背景
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間

II 子どもの読書活動推進のために

- 1 子どもの読書活動ができる環境づくりを目指して
- 2 推進にあたっての視点

III 第III期 子どもの読書活動推進計画の成果と課題

- 1 乳幼児期における読書活動の推進
- 2・3 小学生期における読書活動の推進、中学生・高校生期における読書活動の推進
 - (1) 学校における読書活動の充実・子どもの読書活動に関する啓発の充実
 - (2) 学校図書館の蔵書の充実
 - (3) 学校図書館の体制整備・市民図書館による支援

IV 子どもの読書活動推進のための取組

- 1 乳幼児期における読書活動の推進
- 2 小学生期における読書活動の推進
- 3 中学生・高校生期における読書活動の推進

V 子どもの読書活動の基盤整備

I はじめに

1 子どもの読書活動の目的

生涯にわたる学びの礎を築くために

変化の早い現代社会において、生きがいのある人生を歩むためにはあらゆる時期においても学びが必要であるといわれています。

子ども時代の読書は、ことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにするなど、生きる力の基礎を身につける大切なものです。成長に合わせた読書や読み聞かせによって、基本的な生活習慣の形成を促し、モラルを学び、さらには自分を見つめ、友情と正義、社会への適応などについて深く考えるきっかけになります。

様々な知識を得ることができ、たくさんの共感や感動を生む子ども時代の豊かな読書活動は、将来一社会人として様々な困難に立ち向かえる強さや自立心を育むことができるでしょう。また、生涯においても、読書習慣が身につけていれば、最新の情報や新たな知識を蓄えることはもとより、よりよい人生へと案内してくれます。

このように生涯にわたって必要な読書習慣形成のため、子どもの成長に合わせた取組みの方向性や具体的な事業を位置付けることを目的に子どもの読書活動推進計画を策定します。

2 計画策定の背景

国においては、2001年（平成13年）に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基き、第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」において、基本方針と具体的方策を示しています。

第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況を踏まえた分析では、①中学生までの読書習慣の形成が不十分であること、②高校生になり読書の関心度合いが低下していること、③スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性について言及をしています。

分析をふまえ、新たな計画においては①読書習慣形成に向けて発達段階ごとに効果的な取組を推進すること、②友人同士で本を進め合うなど、読書への関心を高める取組を充実すること、③情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析を行うこととしています。

この計画において、推進体制として「子供の読書環境を充実させるため、国・都道府県・市町村は、学校・図書館・民間団体・民間企業等、様々な機関と連携し、各種取組を充実・促進」するよう、また、子どもの読書活動推進計画策定済みの市町村には計画の見直しが求められています。

北海道では、北海道子どもの読書活動推進計画＜第四次計画＞において「北海道の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことがで

きるよう、家庭・地域・学校等の連携を進め、積極的にその環境整備を図ります。」と基本理念を設定し、発達段階に応じた具体的な取組を掲げています。

本市においては、国、北海道の計画を踏まえつつ、これまでの取組の成果と課題をもとに第4次石狩市子どもの読書活動推進計画を策定します。

3 計画の位置づけ

この計画は、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国や道の計画を踏まえ策定するもので、その内容は「石狩市教育プラン」との整合性を図ります。

4 計画の期間

「石狩市教育プラン」の計画期間である令和2年度から6年度までの5ヵ年とします。

II 子どもの読書活動推進のために

1 子どもの読書活動ができる環境づくりを目指して

「全ての子どもがいつでもどこでも、自主的に読書活動できる環境づくり」

石狩市では、「全ての子どもがいつでもどこでも、自主的に読書活動できる環境づくり」を目指して、様々な取組を進めます。

2 推進にあたっての視点

子どもたちがいつでもどこでも、自主的に読書活動できる環境づくりのために進めるべき取組には様々なものがあります。これらは、家庭・地域・学校といった、それぞれの場面や役割で推進されることとなりますが、その際、①子どもに対する直接的な働きかけと環境整備とを平行して行うこと、②子どもの発達段階に応じて適切な取組を進め

ること、という二つの視点に基づいて施策を整理し、効果的な組み合わせを考える必要があります。

【読書機会の提供と環境の整備】

子どもの読書活動推進のための取組は、子どもが読書に親しむ機会を充実する取組と、環境整備とに大別することができます。

前者は、ブックスタート、おはなし会の開催、図書館利用ガイダンスの実施などのように、子どもが読書活動に触れる機会を様々な場面で提供しようとするものです。これらは、子どもに対して直接働きかけるものであり、また、人と人とのふれあいの中で提供されるものであることから、大きな効果が見込まれます。

一方、後者は、子どもの読書活動を支える基盤として位置づけられるものであり、あかちゃん絵本コーナーの充実、中高生向け図書の充実、認定子ども園・保育園・認定こども園・学校図書館などの蔵書の充実、整備と、読み聞かせ講座、学校図書館ボランティアの推進、子どもの読書推進にかかわる情報提供といったソフトウェアの面での取組からなっています。

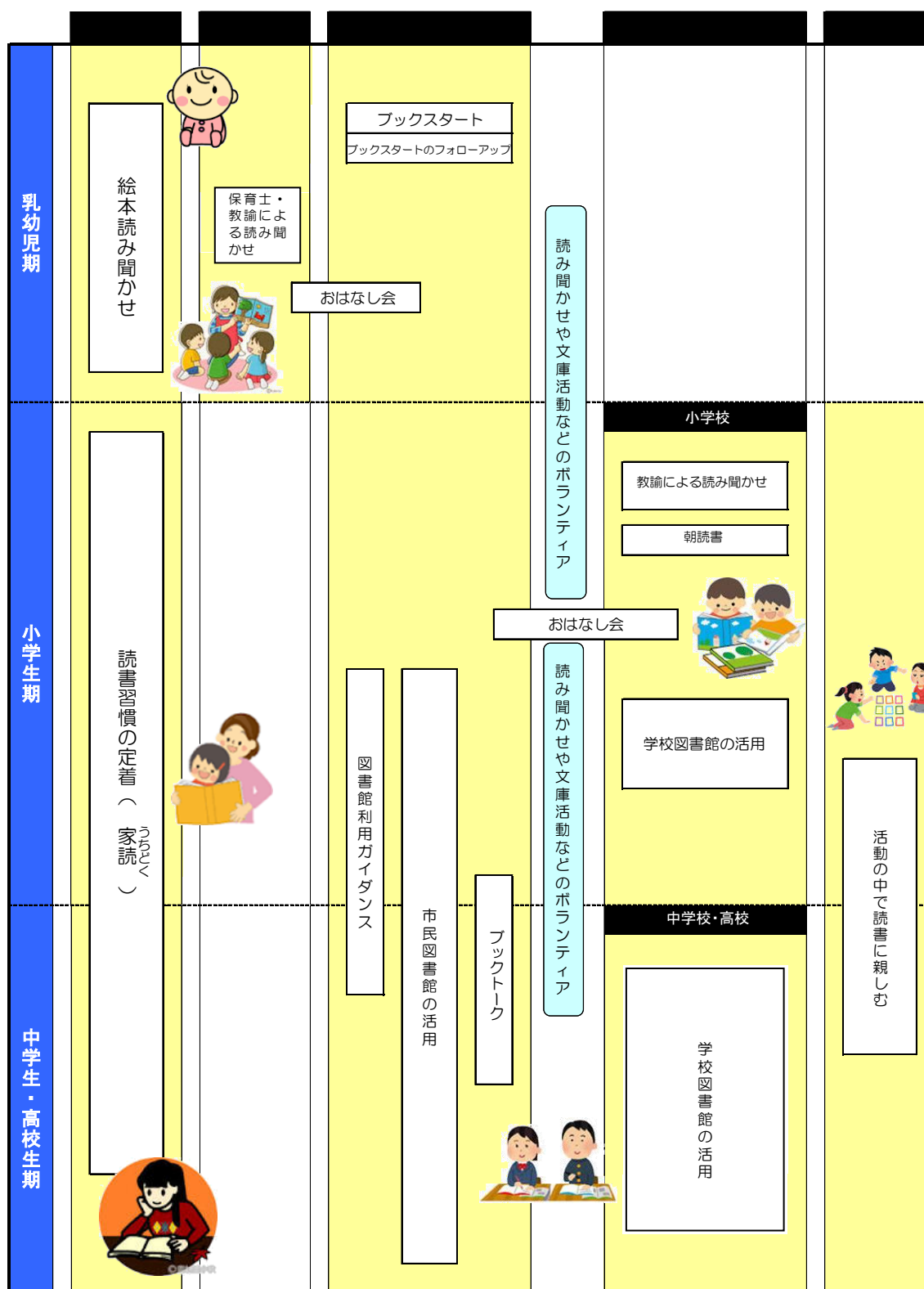
また、子どもに対する直接的な働きかけは、より一層効果を発揮するために不可欠なものですから、読書活動は家庭、地域、学校それぞれが車の両輪となることでスムーズに推進されていくことになります。

【発達段階に応じた取組】

読書活動の推進は、子どもの発達段階にあわせて様々な取組を展開することで、大きな効果が発揮されます。

乳幼児期の子どものための取組としては、ブックスタート、あかちゃん絵本コーナーの充実、おはなし会の開催、認定子ども園・保育園等の蔵書の充実などをあげることができますが、学齢期の児童・生徒に対しては、学校図書館の整備・充実、児童館の蔵書の充実などが大きな意味を持ってきます。また、中学校や高等学校の生徒に対しては、中高生向け図書の充実や学校図書館の充実はもとより、図書館利用ガイダンスのように、生徒自らが能動的に読書を行うよう促すための取組も有効な手法だと考えられます。

子どもの発達段階にあわせた主な取組のイメージ



Ⅲ 第Ⅲ期 子どもの読書活動推進計画の成果と課題

1 乳幼児期における読書活動の推進

【取組状況】

幼児期の読書活動推進については、「ブックスタート」、「ブックスタートフォローアップ」、「おはなし会」に加え、第2のブックスタートとなる就学時健康診断会場での図書の展示貸出や、ブックリストを配布するアプローチ「家読（うちどく）」など、家庭での読書活動を働きかける取組を実施しました。また、「子ども読書週間イベント」や、「図書館まつり」、「科学の祭典 in 石狩」、「夏休み期間中のイベント」など、図書館に親しみをもって来館しやすいような事業を定期的に展開しました。

【分析評価・方向性】

ブックスタートはボランティアの読み聞かせや絵本の配布がたいへん好評で、保護者アンケートによると、今後も続けてほしいという声も多く寄せられています。また、おはなし会はリピーターや、期待感をもって参加する来館者などの定着化も見られます。このことから、幼児期の読書活動推進については、引き続きブックスタート、ブックスタートフォローアップやおはなし会を、ボランティアや読書団体の協力を得ながら行います。さらに、子どもたちが図書館へ親しみをもって来館できるようなイベントの展開を今後も行っていきます。

事業名	内 訳	H27	H28	H29	H30
ブックスタート	ブックスタート パック配布数	360 セット	336 セット	316 セット	288 セット
おはなし会	実施回数 参加人数	75 回 1,255 人	74 回 1,130 人	76 回 1,133 人	74 回 1,175 人
家読 (うちどく)	リスト配布数	466 冊	450 冊	464 冊	469 冊
調べる学習 コンクール	応募点数	小 360 点 中 28 点	小 369 点 中 116 点	小 320 点 中 164 点	小 83 点 中 262 点

2 小学生期における読書活動の推進

3 中学生・高校生期における読書活動の推進

(1) 学校における読書活動の充実・子どもの読書活動に関する啓発の充実

【取組状況】

小・中・高校期の読書活動推進の取組として、児童・生徒に対し、市民図書館の利用や本の検索方法に関するガイダンスを実施しています。また、中学校・高等学校、高等養護学校生徒の職業体験を受け入れ、本の修理・配架やカウンター業務を通じ、仕事として図書館を体験することで、本に親しむ機会を提供しました。

子どもの読書週間において、各学校では朝読、読み聞かせ、啓発活動等を推進したほか、スペシャルおはなし会（時間延長、複数団体の実施等）、特集展示等を市民図書館で実施し、子どもの読書活動推進を図りました。また、平成 24 年度から小・中学生を対象とした調べる学習コンクールを実施し、子どもの主体的な学習を支援するとともに、学習・読書習慣の定着化を図っています。（令和元年度参加：小学校 11 校・204 点、中学校 3 校・297 点）。また、夏休み期間に小学生を対象とした調べる学習講座を開催したところ（初回平成 26 年度：33 人参加）、本を使って、知りたいことを調べてまとめる体験ができたこと好評でした。

中高生向けサービスとして時事やイベント、季節行事などをテーマにした特集展示コーナーを常設し、中高生が本を手に取りやすい環境の工夫を行いました。

【分析評価・方向性】

小・中・高校期の読書活動推進については、学校図書館の有効活用を通じて本に親しむための素地づくりや身近な疑問をテーマとした調べる学習が多くの子どもたちによって取り組まれたほか、市民図書館での特集展示の工夫などの取組がなされました。

これらの取組によって、多くの子どもたちが本を手に取り、読書活動への関心が高まったものと思われる一方、全国学力学習状況調査において、読書がすきと回答した子どもの割合が減少傾向にあります。

今後とも、図書館・学校図書館において子どもたちが本に親しめるような工夫や取組を継続することはもとより、学校と十分連携しながら読書習慣が身に付くよう取組を進めます

指標の名称	単位	令和元年度実績	令和 6 年度
全国学力・学習状況調査において、学校の授業以外で、普段（月～金曜日）、1 日当たり「10 分以上」読書（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）をしている小学校 6 年生と中学校 3 年生の割合	%	小 6 57.3 中 3 45.8	↑

(2) 学校図書館の蔵書の充実

【取組状況】

学校図書館がより活用されるために、図書の購入とあわせ利用されない本の適切な廃棄を行っているところですが、平成 29 年度から蔵書整備用として特別加算して追加購入を行い、児童生徒にとって魅力ある学校図書館を目指し、効果的な蔵書整備を図りました。

【分析評価・方向性】

学校図書館図書標準（※）についての本市独自の考え方（平成 29 年度から）に基いた目標冊数を目安に、各小中学校の実情に応じた蔵書構成や廃棄の在り方を検討しながら、児童生徒が学校図書館に魅力を感じ、本を身近なものとして手に取りやすい環境を整えていきます。

（※）学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部科学省が定めているもの。学校ごとに（小・中・盲・聾・養護）、学級数と蔵書冊数が算定されている。

（３）学校図書館の体制整備・市民図書館による支援

【取組状況】

双葉小学校（当時若葉小）から始まった学校司書の配置は、平成 29 年度に派遣も含め全ての小学校へ行うことができ、平成 30 年度には中学校への派遣を開始しています。また、資料情報を図書館とオンラインネットワーク化し、図書館の蔵書を含めた図書情報を生かすことのできる読書環境をつくりました。

【分析評価・方向性】

学校司書を配置した学校図書館の貸出冊数が導入前と比較すると増加傾向にあります。これは、魅力を感じるような蔵書を構成し、読書の相談に応えるほか、「読書スタンプラリー」など、学校図書館ならではの特色ある企画を盛り込んでいることが成果をあげているのではないかと考えられます。こうしたことから、学校司書の配置や図書館司書の派遣などを引き続き行うとともに、選書と廃棄の支援、ネットワークを活用した市民図書館の蔵書利用など、児童生徒が大いに学校図書館を活用できる読書環境を整備します。

Ⅳ 子どもの読書活動推進のための取組

1 乳幼児期における読書活動の推進

～ようこそ本の森へ！～

子どもが自然に本を手取る習慣を身につけるためには、家庭での読書環境の充実が大切です。家庭では、読み聞かせを行ったり、親が子どもと一緒に本を読む時間をつくるなど、子どもが本と出会うきっかけをつくることにより、本がより身近な存在になります。

また、ボランティアなどによる乳幼児期の読み聞かせなど、絵本に触れる機会を提供することにより、赤ちゃんが大人と本を通じて楽しい時間を共有することができ、読書に親しむきっかけづくりを図ることができます。

このために、家庭における読書の大切さを啓発するとともに、本との出会いや読書の楽しさを知る機会など、読書に親しむ環境の整備を図ります。

【子どもの読書活動への主な取組】

市民図書館では

- ・ブックスタート
- ・ブックスタートのフォローアップ
- ・おはなし会
- ・家読（うちどく）

家庭では

- ・子どもに絵本の読み聞かせ
- ・おはなし会などに親子で参加
- ・市民図書館を有効活用

ボランティアによる支援

保育園・認定子ども園
等

- ・保育士や教諭等による読み聞かせ
- ・子どもが自由に本を選んで見たり、読んだりすることのできる時間や環境の確保



【展開する施策・事業】

施 策 ・ 事 業	施 策 ・ 事 業 の 概 要
ブックスタート ※	10 ヶ月児健診会場でブックスタート・パック無料配布と、そのフォローアップとして、1歳6カ月児健診会場における読み聞かせ※の実施
おはなし会	家庭や地域、認定子ども園・保育園等、市民図書館など様々な場所で、子どもたちが読み聞かせ※を楽しむ機会を、ボランティアの協力を得ながら提供
認定子ども園・保育園等・児童館との連携	認定子ども園・保育園等・児童館の図書館利用促進を図り、協力体制を構築
様々なイベントの展開	「子ども読書週間イベント」、「図書館まつり」、「科学に関するイベント」、「夏休み期間中のイベント」など、子どもたちが図書館に親しみをもって来館できる様々なイベントを展開
家読（うちどく）	第2のブックスタート事業として、就学時健康診断会場で、ブックリストを渡すとともに、図書館利用や読書習慣の定着に向けた声かけを実施

※ブックスタート

ボランティアや図書館司書、保健師などがそれぞれの立場から、赤ちゃんや絵本を介して気持ちを通わす時間の楽しさと大切さを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタート・パックを無料で手渡すもの。全ての家庭において、本の読み聞かせを通じた親子のふれあいの時間を持つことができるよう、支援することを目的としている。

※読み聞かせ

子どもに本や絵本を読んで聞かせること。子どもが本に親しむきっかけとなり、読書活動の素地がつくられる。

2 小学生期における読書活動の推進

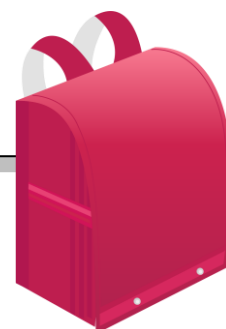
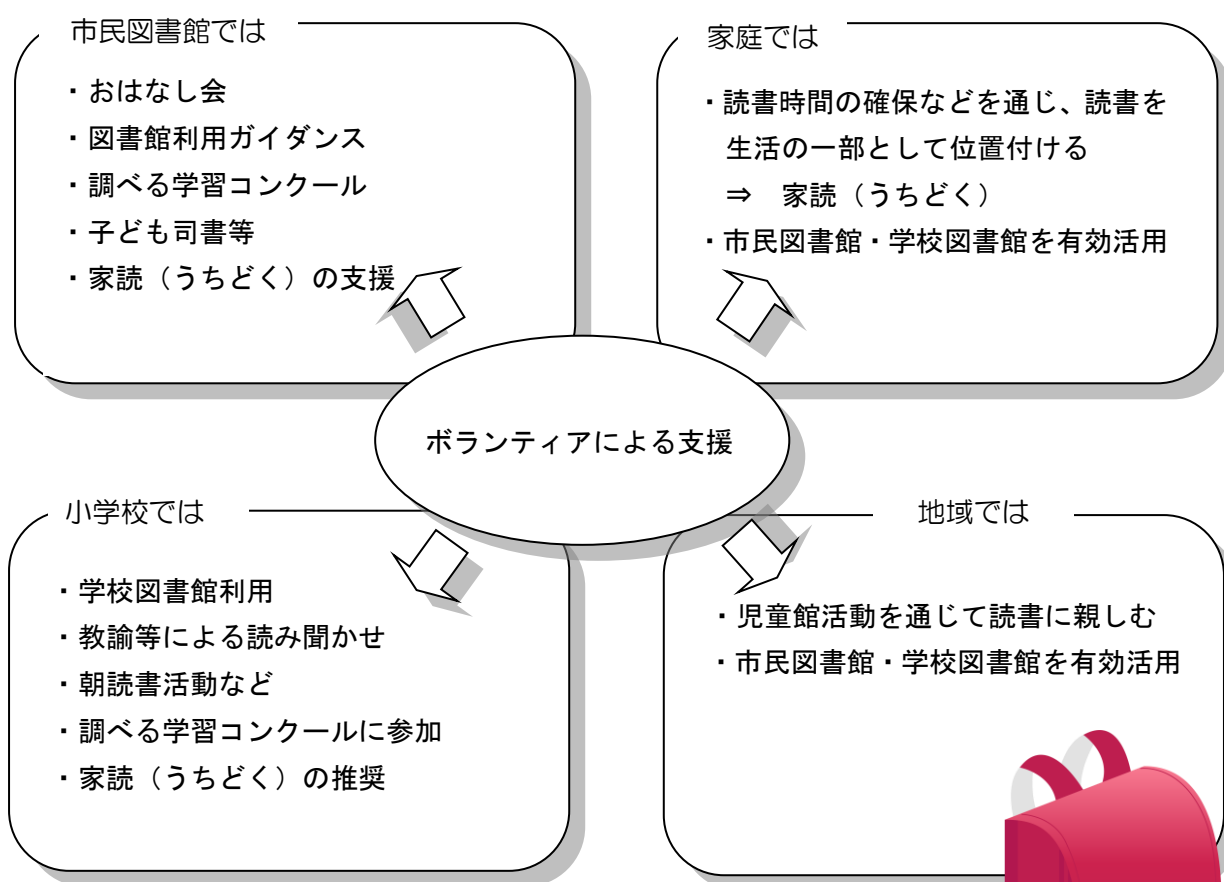
～ページの向こうに広がる世界～

小学校は、子どもが家庭以外で長い時間を過ごす場所であり、この世代における読書活動推進の重要な役割を担っています。各教科や総合的な学習の時間などの教育活動の中で行われる読書活動はもとより、朝の一斉読書や、市民によるおはなし会など、学校独自の取組が行われています。

また、学校図書館は、児童の自由な読書活動を通じた豊かな心を育む読書センターとしての機能はもとより、教育活動の展開に有効な学習・情報センターとして重要な役割を担っています。

今後においてはさらに、教育活動全体を通して読書活動を推進していくため、図書館や地域との連携のもと、多様な読書活動の取組を行うとともに、子どもが身近に本に触れることのできる場としての学校図書館の充実を図ります。

【子どもの読書活動への主な取組】



【展開する施策・事業】

施策・事業	施策・事業の概要
図書館利用ガイダンス	市民図書館の利用方法や調べ方についてのガイダンスを実施
学校独自の取組	学校図書館活用による朝読書など、学校ごとに特色ある読書習慣形成の取組を推進
おはなし会	家庭や地域、学校、市民図書館など様々な場所で、子どもたちが読み聞かせを楽しむ機会を、ボランティアの協力を得ながら提供
調べる学習コンクール ※	図書館や学校図書館の資料、市内の様々な資源などを活用し、児童自らが調べてまとめるコンクールを実施
【新】読書への関心・意欲を高める取組	本に出会う機会をつくりだし読書意欲を喚起するため、子ども読書会やブックトーク等を実施
子どもの自発的な活動の支援	関係機関などと連携し、研修機会や情報提供などのほか、子ども司書など、子どもが自発的に本や読書に親しめるような事業を実施

※図書館を使った調べる学習コンクール

公益財団法人図書館振興財団が主催する全国コンクール。各地で地方コンクールが開催されているが、石狩市では平成 24 年度から実施している。児童・生徒が自分でテーマを決めて調べた結果をまとめる。優秀な作品は表彰し、全国コンクールに出品される。

3 中学生・高校生期における読書活動の推進

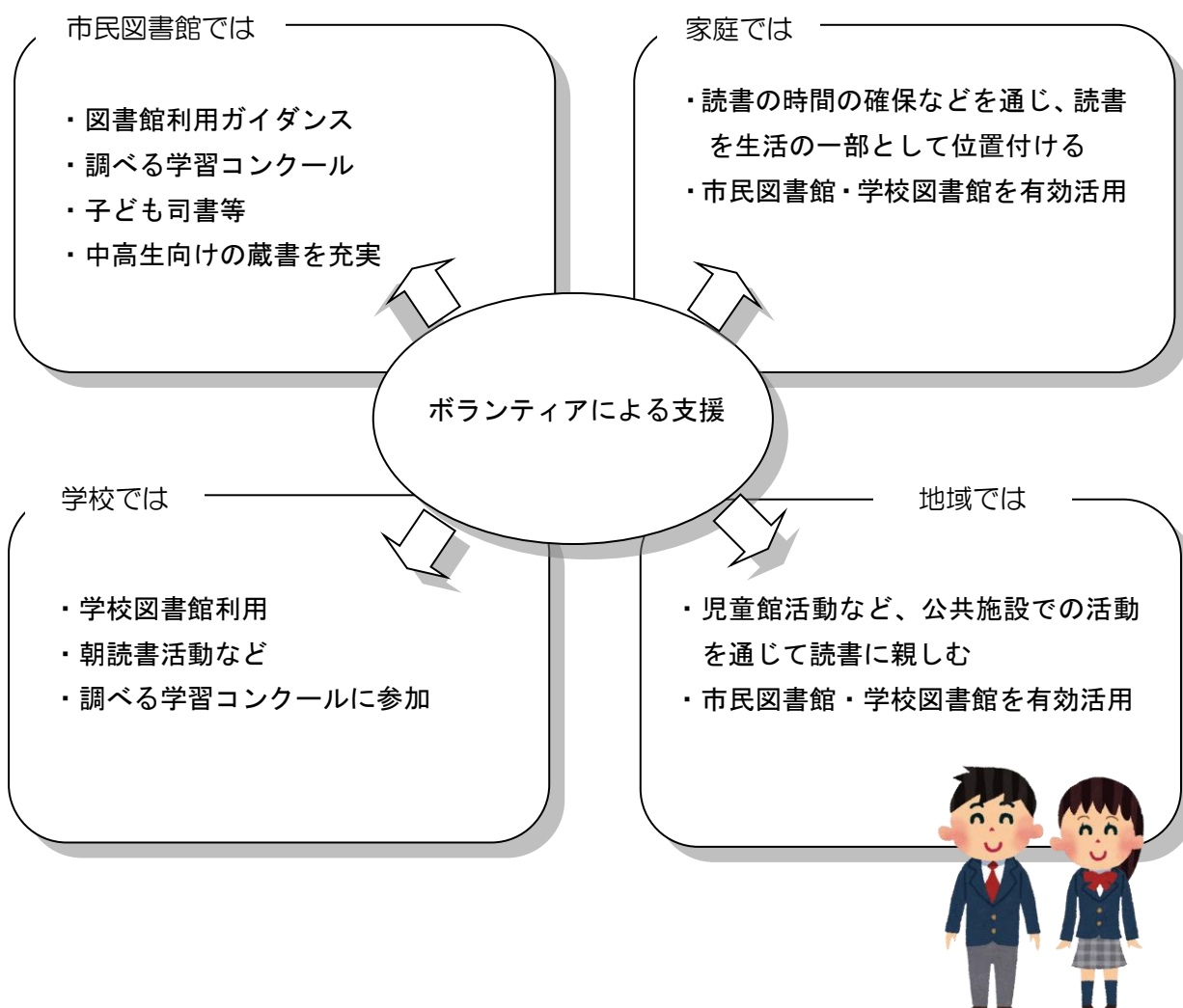
～青春の一冊を探して～

中学生・高校生期においては、テレビ、パソコン・スマホなど多様なメディアに触れる機会が増えることから、読書に対する関心が低下しないよう取り組む必要があります。

また、自ら考えて行動する力が身に付く年代でもあるので、たくさんの本の中から自分にあった本を選択することや、目的に合わせた読書ができるような取組を展開することも重要です。

このため、さらに本や図書館に親しめるよう施策の充実を図るとともに、主体的に図書館を活用する能力を高めるための施策など、生涯にわたって豊かな読書生活を送るうえでの基礎を築くための取組を展開します。

【子どもの読書活動への主な取組】



【展開する施策・事業】

施 策 ・ 事 業	施 策 ・ 事 業 の 概 要
図書館利用ガイダンス	市民図書館の利用方法や調べ方についてのガイダンスを実施
学校独自の取組	学校図書館活用による朝読書など、学校ごとに特色ある読書習慣形成の取組を推進
【新】読書への関心・意欲を高める取組	本に出会う機会をつくりだし読書意欲を喚起するため、子ども読書会やおすすめ本の紹介、ブックトーク等を実施
子どもの自発的な活動の支援	関係機関などと連携し、研修機会や情報提供などのほか、子ども司書など子どもが自発的に本や読書に親しめるような事業を実施
調べる学習コンクール	図書館や学校図書館の資料、市内の様々な資源などを活用し、生徒自らが調べてまとめるコンクールを実施

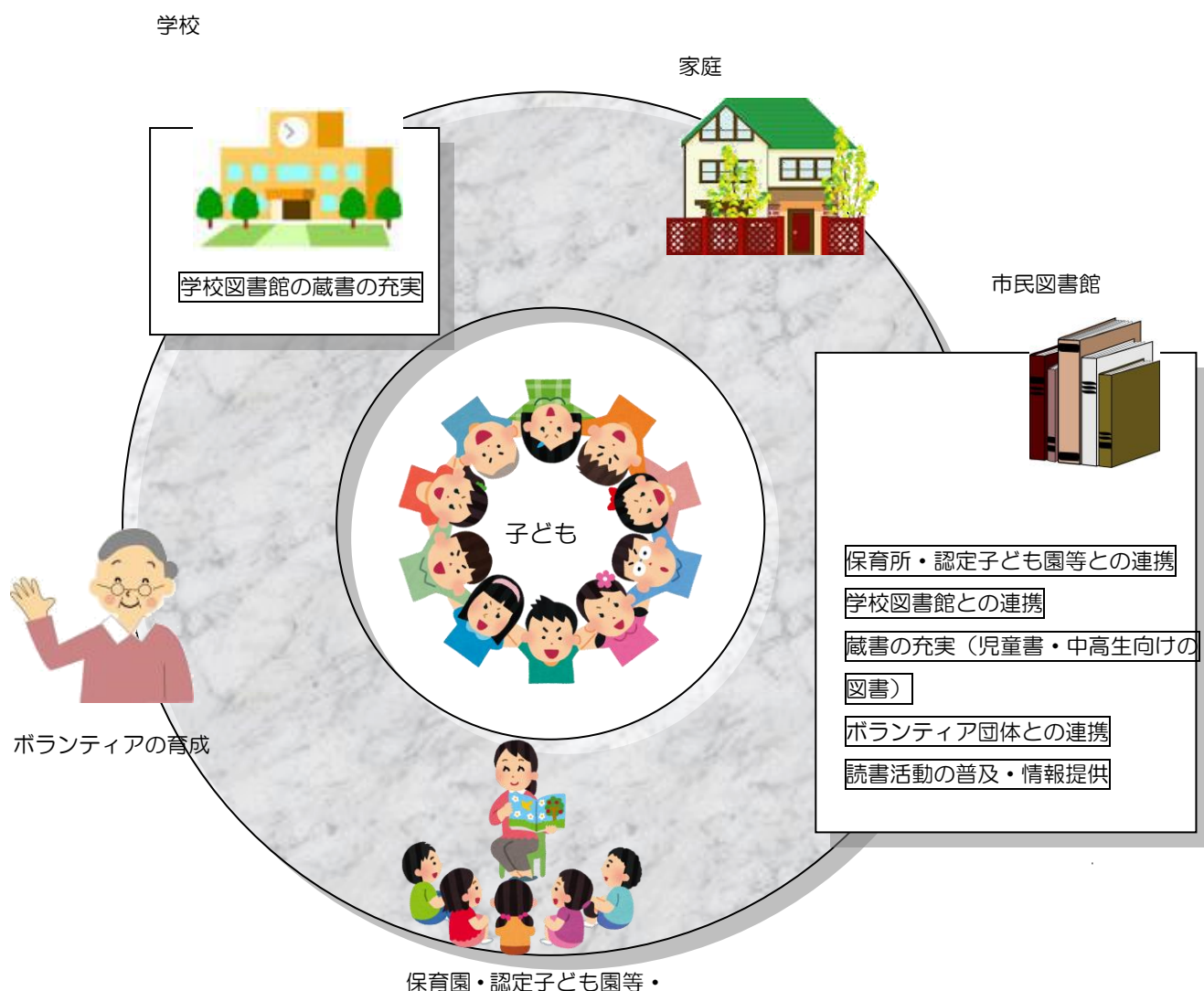
V 子どもの読書活動の基盤整備

子どもの読書活動は、家庭はもとより、学校、図書館、認定子ども園・保育園等、児童館など、様々な場所で行われる必要があります。子どもに合った本に、よいタイミングで触れる機会をより多くの場所で用意することがたいへん重要です。

学校図書館や市民図書館の蔵書の充実によって、広大な本の世界への入口を示すことは、子どもが本に親しむうえで大きな役割と意味を持っています。

これに加え、関係機関等が連携して、様々な場所で本に親しむことができる環境を整えるとともに、読書に関する情報を共有、積極的に発信し、家庭や地域での読書活動を支援します。

【子どもの読書活動の基盤整備の主な取組】



【展開する施策・事業】

施 策 ・ 事 業	施 策 ・ 事 業 の 概 要
学校図書館の蔵書の充実	学校図書館図書標準（※）を目安に各小中学校の実情に応じた蔵書の充実と廃棄
学校図書館の体制整備	・ 地域住民の協力を得ながら学校図書館の活動の充実を図る ・ 学校司書（※）の配置と派遣を継続し、学校図書館機能の充実を図る
学校司書の資質向上	研修により、学校司書の専門性を伸ばすとともに、学校の教育活動と連携を図る
図書館の蔵書の充実	子どもの読書推進の基本となる児童書と、10代の関心の高いテーマを取り上げた中高生向けの図書を充実
子どもの読書活動の推進にかかわる研修機会の充実	市民や関係機関の職員などを対象として、児童書・絵本の知識や読み聞かせの技術などを習得するための機会を提供
子どもの読書推進にかかわる情報の提供	認定子ども園・保育園等、学校、その他子どもと接点のある施設に、市民図書館から、子育て、児童書などについての情報を提供
ボランティア団体との連携	・ 学校、図書館、地域のそれぞれにおいて、読み聞かせ、語り、朗読等の活動を行う団体・個人との連携により、読書活動を推進 ・ 読書にかかわるボランティア活動に興味・関心のある市民を対象として情報を提供
子どもが図書館や本に親しむための事業	・ 子どもの読書活動の理解を広げるため、「こどもの読書週間」(※)の時期にあわせた特別事業の実施 ・ 市民図書館・学校図書館などでイベントの開催

※石狩市独自の学校図書館図書標準算定…文部科学省が定めている公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準冊数を示す「学校図書館図書標準」について市独自の考え方を設定。

※こどもの読書週間…

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが読書活動を行う意欲を高めるために、子どもの読書活動の推進に関する法律で4月23日を「子ども読書の日」と定めている。

これを受け、社団法人読書推進協議会が、毎年4月23日から5月12日までを「こどもの読書週間」と定め、子どもの読書活動の普及・啓発を図っている。

※学校司書 学校図書館の業務を担当する、司書資格を持った専門的職員。

議案第 4 号

石狩市立学校管理規則等の一部を改正する規則案

令和 2 年 3 月 25 日提出

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆 哉

石狩市教育委員会規則第 一 号

石狩市立学校管理規則等の一部を改正する規則

(石狩市学校管理規則の一部改正)

第 1 条 石狩市立学校管理規則（昭和50年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前			改 正 後		
(主任等)			(主任等)		
第 4 条の 2 別表第 1 の左欄に掲げる学校に、同表の当該欄に掲げる主任等を置く。			第 4 条の 2 略		
2 ～ 7 略			2 ～ 7 略		
別表第 1 (第 4 条の 2 関係)			別表第 1 (第 4 条の 2 関係)		
	主任等	備考		主任等	備考
小学校	教務主任	3 学級以上の場合に置く。	小学校及び義務教育学校前期課程	略	
	学年主任	同学年の児童で編制する学級の数が 2 以上である学年ごとに置く。			
	保健主事				
中学校	教務主任	3 学級以上の場合に置く。	中学校及び義務教育学校後期課程	略	
	学年主任	同学年の生徒で編制する学級の数が 2 以上である学年ごとに置く。			
	生徒指導主事	3 学級以上の場合に置く。			
(卒業証書)			(卒業証書及び義務教育学校前期課程修了証書)		
第26条 卒業証書の様式は、別記第10号様式による。			第26条 卒業証書及び義務教育学校前期課程修了証書の様式は、別記第10号様式に		

別記第10号様式その1（第26条関係）

第 号	割 印	北海道石狩市立 小（中）学校長氏名 印	年 月 日	小（中）学校の課程を卒業したことを証する	校 印	氏名	生年月日	卒業証書

よる。

別記第10号様式その1（第26条関係）

第 号	割 印	北海道石狩市立 学校長氏名 印	年 月 日	学校の課程を卒業したことを証する	校 印	氏名	生年月日	卒業証書

別記第10号様式その2（第26条関係）

卒 業 証 書			
校 印	氏 名		
	生年月日		
小（中）学校の課程を卒業したことを証する			
年 月 日			
北海道石狩市立 小（中）学校長氏名			印
割 印			
第 号			

別記第10号様式その2（第26条関係）

卒 業 証 書			
校 印	氏 名		
	生年月日		
学校の課程を卒業したことを証する			
年 月 日			
北海道石狩市立 学校長氏名			印
割 印			
第 号			

別記第10号様式その3（第26条関係）

第 号	割 印	北海道石狩市立			義務教育学校の前期課程を修了したことを証する	氏名	校 印	義務教育学校前期課程修了証書
	学校長氏名	年 月 日	生年月日					
		印						

別記第10号様式その4（第26条関係）

義 務 教 育 学 校 前 期 課 程 修 了 証 書

校 印

氏 名

生年月日

義務教育学校の前期課程を修了したことを証する

年 月 日

北海道石狩市立

学校長氏名

印

割 印

第 号

備考 改正部分は、下線の部分（様式の下に下線がある場合は、当該様式全部）である。

（石狩市遠距離通学児童生徒の通学費援助に関する規則の一部改正）

第2条 石狩市遠距離通学児童生徒の通学費援助に関する規則（昭和57年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（目的） 第1条 この規則は、<u>石狩市における公立小中学校</u>指定通学区域内にあって、通学上スクールバス以外の交通機関を利用しなければならない児童及び生徒のうち遠距離通学する者の保護者等に対し、通学費負担の軽減を図るため、その費用を補助し、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。	（目的） 第1条 この規則は、<u>石狩市立学校</u>指定通学区域内にあって、通学上スクールバス以外の交通機関を利用しなければならない児童及び生徒のうち遠距離通学する者の保護者等に対し、通学費負担の軽減を図るため、その費用を補助し、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

別記第1号様式（第4条関係）

通 学 費 補 助 申 請 書

- 1 在 学 学 校 名 石狩市立 学校
2 学 年 第 学年 組
3 児 童 生 徒 名
(年 月 日生)
4 通 学 距 離 自宅から学校まで片道 km
5 乗車バス路線名
6 通学開始年月日 年 月 日
7 申 請 事 由

上記のとおり申請します

保護者 住 所
氏 名

石狩市長 様

(学校長意見)

別記第1号様式（第4条関係）

通 学 費 補 助 申 請 書

- 1 在 学 学 校 名
2 学 年 第 学年 組
3 児 童 生 徒 名
(年 月 日生)
4 通 学 距 離 自宅から学校まで片道 km
5 乗車バス路線名
6 通学開始年月日 年 月 日
7 申 請 事 由

上記のとおり申請します

保護者 住 所
氏 名

石狩市長 様

(学校長意見)

備考 改正部分は、下線の部分である。

(石狩市立学校施設の使用に関する規則の一部改正)

第3条 石狩市立学校施設の使用に関する規則（平成2年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(目的) 第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に属する<u>小学校及び中学校の施設</u>をその用途又は目的を妨げない限度において使用させることについて、必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に属する<u>石狩市立学校の施設</u>をその用途又は目的を妨げない限度において使用させることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

別記第 1 号様式（第 4 条及び第 5 条関係）

（表）

学 校 施 設 使 用 申 請 書

年 月 日

石狩市教育委員会 様

氏 名
申請者 住 所
電 話

下記のとおり使用したいので、申請します。

使 用 場 所	石狩市立	<u>学校</u>	屋内体育館
			グラウンド
			校 舎
使 用 期 間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで		
	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで		
使 用 目 的			
使用料の減免	☐ 有 ☐ 無	※体育館利用の方のみ記入下さい。	
	理 由		

同 意 書	
申請の件については、該当日時は学校において教育上支障をきたさないで、石狩市立学校施設の使用に関する規則を守ることを条件として、使用することに同意します。	
年 月 日	学校長 印

学校施設使用許可書					
減 免	承認・却下	理 由	石 狩 市 立 学 校 施 設 使 用 料 条 例 施 行 規 則 別 表 に 該 当		
使用料		減免率		減免後 使用料	
上記申請について学校施設の使用を許可します。					
年 月 日		石狩市教育委員会 印			

（裏） 略

別記第 1 号様式（第 4 条及び第 5 条関係）

（表）

学 校 施 設 使 用 申 請 書

年 月 日

石狩市教育委員会 様

氏 名
申請者 住 所
電 話

下記のとおり使用したいので、申請します。

使 用 場 所	石狩市立		屋内体育館
			グラウンド
			校 舎
使 用 期 間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで		
	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで		
使 用 目 的			
使用料の減免	☐ 有 ☐ 無	※体育館利用の方のみ記入下さい。	
	理 由		

同 意 書	
申請の件については、該当日時は学校において教育上支障をきたさないで、石狩市立学校施設の使用に関する規則を守ることを条件として、使用することに同意します。	
年 月 日	学校長 印

学校施設使用許可書					
減 免	承認・却下	理 由	石 狩 市 立 学 校 施 設 使 用 料 条 例 施 行 規 則 別 表 に 該 当		
使用料		減免率		減免後 使用料	
上記申請について学校施設の使用を許可します。					
年 月 日		石狩市教育委員会 印			

（裏） 略

別記第 2 号様式（第 4 条及び第 5 条関係）

(表)

学 校 施 設 使 用 申 請 書

年 月 日

石狩市立 学校長 様

使用責任者 氏名
住所
電話

下記のとおり使用したいので、申請します。

使 用 場 所	石狩市立 <u>学校</u> () 屋内体育館 () グラウンド () 校 舎
使 用 期 間	年 月 日 午 前 時 分から 年 月 日 午 前 時 分まで 後 後
使 用 目 的	
参加予定人員	

学校施設使用許可書

申請の件については、該当日時は学校において教育上支障をきたさないで、石狩市立学校施設の使用に関する規則を守ることを条件として、使用することを許可します。

年 月 日

石狩市立

学校長

印

(裏) 略

別記第 2 号様式（第 4 条及び第 5 条関係）

(表)

学 校 施 設 使 用 申 請 書

年 月 日

石狩市立 学校長 様

使用責任者 氏名
住所
電話

下記のとおり使用したいので、申請します。

使 用 場 所	石狩市立 () 屋内体育館 () グラウンド () 校 舎
使 用 期 間	年 月 日 午 前 時 分から 年 月 日 午 前 時 分まで 後 後
使 用 目 的	
参加予定人員	

学校施設使用許可書

申請の件については、該当日時は学校において教育上支障をきたさないで、石狩市立学校施設の使用に関する規則を守ることを条件として、使用することを許可します。

年 月 日

石狩市立

学校長

印

(裏) 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

（招致外国青年就業規則の一部改正）

第4条 招致外国青年就業規則（平成7年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（英語指導助手の職務） 第3条 英語指導助手は、主として教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う。 （1） <u>小学校及び中学校</u>における英語授業の補助 （2） <u>小学校及び中学校</u>における国際理解教育の補助 （3）～（6） 略 2 略	（英語指導助手の職務） 第3条 略 （1） <u>石狩市立学校</u>における英語授業の補助 （2） <u>石狩市立学校</u>における国際理解教育の補助 （3）～（6） 略 2 略
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（石狩市民図書館条例施行規則の一部改正）

第5条 石狩市民図書館条例施行規則（平成12年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（登録の手続等） 第8条 館長は、前2条の規定により登録の申込みがあったときは、必要な事項を審査し、適当と認めるときはこれを登録し、利用者カード（別記第3号様式）を交付するものとする。 2～3 略 別記第3号様式（第8条関係）	（登録の手続等） 第8条 略 2～3 略 別記第3号様式（第8条関係）

(表面) 利用者カード 石 狩 市 民 図 書 館 石狩市花川北7条1丁目26●☎(0133)72-2000	(裏面) な ま え [分館等] 花川南分館 ☎:73-4946 花川南6条5丁目(南コミ内) 八幡分館 ☎:66-4116 八幡2丁目332(八幡コミ内) 厚田小学校 ☎:78-1310 厚田区厚田109 浜益分館 ☎:79-5577 浜益区浜益630(浜益コミ内) ●本をかりるときには、このカードをかならずお持ちください。 ●このカードを人にかすことはしないでください。 ●このカードは、石狩市民図書館と各分館等で共通でつかえます。 ●住所などが変わったとき、又はカードをなくしたときは、図書館にご連絡ください。 (バーコード番号)	(表面) 利用者カード 石 狩 市 民 図 書 館 石狩市花川北7条1丁目26●☎(0133)72-2000	(裏面) な ま え [分館等] 花川南分館 ☎:73-4946 花川南6条5丁目(南コミ内) 八幡分館 ☎:66-4116 八幡2丁目332(八幡コミ内) 厚田学園 ☎:78-1310 厚田区厚田171-1 浜益分館 ☎:79-5577 浜益区浜益630(浜益コミ内) ●本をかりるときには、このカードをかならずお持ちください。 ●このカードを人にかすことはしないでください。 ●このカードは、石狩市民図書館と各分館等で共通でつかえます。 ●住所などが変わったとき、又はカードをなくしたときは、図書館にご連絡ください。 (バーコード番号)
備考 改正部分は、下線の部分である。			

(石狩市立小中学校図書館の開放に関する規則の一部改正)

第6条 石狩市立小中学校図書館の開放に関する規則（平成24年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
石狩市立小中学校図書館の開放に関する規則 (開放事業を行う学校図書館) 第3条 開放事業を行う学校図書館（以下「開放学校図書館」という。）は、<u>石狩市立厚田小学校</u>学校図書館とする。	石狩市立学校図書館の開放に関する規則 (開放事業を行う学校図書館) 第3条 開放事業を行う学校図書館（以下「開放学校図書館」という。）は、<u>石狩市立厚田学園</u>学校図書館とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 5 号

石狩市スクールバス管理運営規程の一部を改正する訓令案

令和 2 年 3 月 日提出

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆 哉

石狩市教育委員会訓令第 号

石狩市スクールバス管理運営規程の一部を改正する訓令

石狩市スクールバス管理運営規程（昭和55年教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(バスの管理者) 第 3 条 バスの管理者は、次に掲げるバスの区分に応じ、当該各号に定める者とする。 (1) <u>厚田区内の小中学校</u> の児童生徒の登下校等に供するバス 厚田生涯学習課長 (2)～(3) 略 2 略	(バスの管理者) 第 3 条 略 (1) <u>石狩市立厚田学園</u> の児童生徒の登下校等に供するバス 厚田生涯学習課長 (2)～(3) 略 2 略
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部を改正する規則案

令和 2 年 3 月 25 日提出

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆 哉

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部を改正する規則

石狩市教育委員会行政組織に関する規則（平成13年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（事務分掌） 第 9 条 第 3 条に定める課の掌握する事務は次のとおりとする。 総務企画課 (1)～(10) 略 <u>(11)</u> 略 <u>(12)</u> 略 <u>(13)</u> 略 <u>(14)</u> 略 <u>(15)</u> 略 <u>(16)</u> 略 <u>(17)</u> 略 <u>(18)</u> 略 <u>(19)</u> 略 <u>(20)</u> 略 <u>(21)</u> 略 <u>(22)</u> 略	（事務分掌） 第 9 条 略 総務企画課 (1)～(10) 略 <u>(11)</u> <u>学校運営協議会に関すること。</u> <u>(12)</u> （改正前第11号と同じ。） <u>(13)</u> （改正前第12号と同じ。） <u>(14)</u> （改正前第13号と同じ。） <u>(15)</u> （改正前第14号と同じ。） <u>(16)</u> （改正前第15号と同じ。） <u>(17)</u> （改正前第16号と同じ。） <u>(18)</u> （改正前第17号と同じ。） <u>(19)</u> （改正前第18号と同じ。） <u>(20)</u> （改正前第19号と同じ。） <u>(21)</u> （改正前第20号と同じ。） <u>(22)</u> （改正前第21号と同じ。） <u>(23)</u> （改正前第22号と同じ。）

<u>(23)</u> 略 学校教育課～教育支援センター 略 2～4 略	<u>(24)</u> (改正前第23号と同じ。) 学校教育課～教育支援センター 略 2～4 略
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 7 号

石狩市学校運営協議会規則の一部を改正する規則案

令和 2 年 3 月 25 日提出

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆 哉

石狩市教育委員会規則第 一 号

石狩市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

石狩市学校運営協議会規則（令和元年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（目的） 第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号。以下「法」という。）<u>第47条の 6</u>の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。 （学校運営に関する基本的な方針の承認） 第 4 条 法<u>第47条の 6 第 4 項</u>の規定に基づき、対象学校の校長が基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない事項は次のとおりとする。 （1）～（4） 略 2 略 （学校運営等に関する意見の申し出） 第 5 条 法<u>第47条の 6 第 7 項</u>の規定により、協議会が対象学校の職員の採用その他の任用に関して意見を述べることは、第 2 条に定める趣旨にのっとり活動を進める上で必要と認められる事項とする。 2 略 （地域住民の参画の促進等のための情報提供） 第 7 条 協議会は、法<u>第47条の 6 第 5 項</u>の規定に基づき、保護者、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう、対象学校の運営及び当該運営への必要な支	（目的） 第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号。以下「法」という。）<u>第47条の 5</u>の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。 （学校運営に関する基本的な方針の承認） 第 4 条 法<u>第47条の 5 第 4 項</u>の規定に基づき、対象学校の校長が基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない事項は次のとおりとする。 （1）～（4） 略 2 略 （学校運営等に関する意見の申し出） 第 5 条 法<u>第47条の 5 第 7 項</u>の規定により、協議会が対象学校の職員の採用その他の任用に関して意見を述べることは、第 2 条に定める趣旨にのっとり活動を進める上で必要と認められる事項とする。 2 略 （地域住民の参画の促進等のための情報提供） 第 7 条 協議会は、法<u>第47条の 5 第 5 項</u>の規定に基づき、保護者、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう、対象学校の運営及び当該運営への必要な支

援に関する協議等に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。 (委員の任命) 第 8 条 協議会の委員は<u>15人以内</u>とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。 (1) 対象学校の児童生徒の保護者 (2) 地域住民 (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者 (4) 対象学校の校長 (5) 対象学校の教職員 (6) 学識経験者 (7) 関係行政機関の職員 (8) その他教育委員会が適当と認める者 2 ～ 4 略	援に関する協議等に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。 (委員の任命) 第 8 条 協議会の委員は<u>30人以内</u>とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。 (1) ～ (8) 略 2 ～ 4 略
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

石狩市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案

令和 2 年 3 月 25 日

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆 哉

石狩市教育委員会規則第[〃]号

石狩市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。）第 8 条に基づき、教育職員（給特条例第 2 条第 2 項に規定する教育職員のうち、石狩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管する市立学校（以下「学校」という。）に勤務する者をいう。以下同じ。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育委員会の所管する学校の教育職員が正規の勤務時間（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第 2 条の規定により準用する北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）第 3 条から第 6 条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第 2 条 教育委員会は、教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和 2 年文部科学省告示第 1 号）第 3 (1)において規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第 6 条第 3 項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1 日の業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間の 1 か月の合計時間（以下「1 か月時間外業務を行う時間」という。）45時間
- (2) 1 日の業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間の 1 年間の合計時間（以下「1 年間時間外業務を行う時間」とい

う。) 360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1 か月時間外業務を行う時間 100時間未満

(2) 1 年間時間外業務を行う時間 720時間

(3) 1 年のうち 1 か月時間外業務を行う時間が45時間を超える月数 6 月

(4) 連続する 2 か月、3 か月、4 か月、5 か月及び 6 か月のそれぞれの期間について、各月の 1 か月時間外業務を行う時間の 1 か月当たりの平均時間 80時間

3 前 2 項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 2 年 8 月 31 日までの間におけるこの規則第 2 条第 2 項第 4 号の規定の適用については、同号中「6 か月のそれぞれの期間」とあるのは、「6 か月のそれぞれの期間（令和 2 年 4 月以後の期間に限る。）」とする。

議案第 9 号

石狩市立学校管理規則の一部を改正する規則案

令和 2 年 3 月 25 日

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆 哉

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市立学校管理規則の一部を改正する規則

石狩市立学校管理規則（昭和50年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後

別記第9号様式（第25条関係）

その1（学籍に関する記録） 略

（指導に関する記録）

児童氏名		学校名		学年	1	2	3	4	5	6
				学級						
				整理番号						

各教科の学習の記録										特別の教科 道徳	
教科	観点	学	年	1	2	3	4	5	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子
国語	国語への関心・意欲・態度									1	
	話す・聞く能力									2	
	書く能力									3	
	読む能力									4	
社会	言語についての知識・理解・技能									5	
	社会的現象への関心・意欲・態度									6	
	社会的な思考・判断・表現										
	観察・資料活用の技能										
算数	社会的現象についての知識・理解										
	算数への関心・意欲・態度										
	数学的な考え方										
	数量や図形についての技能										
理科	数量や図形についての知識・理解										
	自然現象への関心・意欲・態度										
	科学的な思考・表現										
	観察・実験の技能										
生活	自然現象についての知識・理解										
	生活への関心・意欲・態度										
	活動や体験についての思考・表現										
	身近な環境や自分についての気づき										
音楽	音楽への関心・意欲・態度										
	音楽表現の創意工夫										
	音楽表現の技能										
	鑑賞の能力										
図画工作	造形への関心・意欲・態度										
	発想や構想の能力										
	創造的な技能										
	鑑賞の能力										
家庭	家庭生活への関心・意欲・態度										
	生活を創意工夫する能力										
	生活の技能										
	家庭生活についての知識・理解										
体育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度										
	運動や健康・安全についての思考・判断										
	運動の技能										
	健康・安全についての知識・理解										

外国語活動の記録									
観点	学	年	1	2	3	4	5	6	学年
コミュニケーションへの関心・意欲・態度									5
外国語への慣れ親しむ									6
言語や文化に関する気づき									

総合的な学習の時間の記録									
学年	学習活動	観点	評価	学年	学習活動	観点	評価	学年	学習活動
3				4				5	
4				5				6	
5				6					
6									

特別活動の記録									
内容	観点	学	年	1	2	3	4	5	6
学級活動									
児童会活動									
クラブ活動									
学校行事									

略

その2 略

別記第9号様式（第25条関係）

その1（学籍に関する記録） 略

（指導に関する記録）

児童氏名		学校名		学年	1	2	3	4	5	6
				学級						
				整理番号						

各教科の学習の記録										特別の教科 道徳	
教科	観点	学	年	1	2	3	4	5	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子
国語	知識・技能									1	
	思考・判断・表現									2	
	主体的に学習に取り組む態度									3	
	評定									4	
社会	知識・技能									5	
	思考・判断・表現									6	
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
算数	知識・技能										
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
理科	知識・技能										
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
生活	知識・技能										
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
音楽	知識・技能										
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
図画工作	知識・技能										
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
家庭	知識・技能										
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
体育	知識・技能										
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										
外国語	知識・技能										
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
	評定										

外国語活動の記録									
内容	観点	学	年	1	2	3	4	5	6
学級活動									
児童会活動									
クラブ活動									
学校行事									

略

その2 略

その3

小学校児童指導要録（特別支援学級用）

（学籍に関する記録）

区分	学年	1	2	3	4	5	6
学級	整理番号						

学 籍 の 記 録									
児 童	ふりがな 氏 名			入学・編入学等	年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学				
		年 月 日	生 性 別						
	現 住 所			転 入 学	年 月 日 第 学年転入学				
保 護 者	ふりがな 氏 名			転学・退学等	(年 月 日) 年 月 日				
	現 住 所				卒 業	年 月 日			
入学前の経歴				進 学 先					
学校名及び所在地(分校名・所在地等)									
区分	年度	年度		年度		年度			
	学年	1		2		3			
校長氏名印									
学級担任者氏名印									
区分	年度	年度		年度		年度			
	学年	4		5		6			
校長氏名印									
学級担任者氏名印									

（指導に関する記録） 略

略

その3

小学校児童指導要録（特別支援学級・知的等用）

（学籍に関する記録）

区分	学年	1	2	3	4	5	6
学級	整理番号						

学 籍 の 記 録									
児 童	ふりがな 氏 名			入学・編入学等	年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学				
		年 月 日	生 性 別						
	現 住 所			転 入 学	年 月 日 第 学年転入学				
保 護 者	ふりがな 氏 名			転学・退学等	(年 月 日) 年 月 日				
	現 住 所				卒 業	年 月 日			
入学前の経歴				進 学 先					
学校名及び所在地(分校名・所在地等)									
区分	年度	年度		年度		年度			
	学年	1		2		3			
校長氏名印									
学級担任者氏名印									
区分	年度	年度		年度		年度			
	学年	4		5		6			
校長氏名印									
学級担任者氏名印									

（指導に関する記録） 略

略

その4

小学校児童指導要録（特別支援学級・肢体不自由等用）

（学籍に関する記録）

区分	学年	1	2	3	4	5	6
学級							
整理番号							

学 籍 の 記 録					
児 童	ふりがな 氏 名			入学・編入学等	年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学
	年 月 日生	性 別			
	現 住 所			転 入 学	年 月 日 第 学年転入学
保 護 者	ふりがな 氏 名			転学・退学等	(年 月 日) 年 月 日
	現 住 所				卒 業
入学前の経歴				進 学 先	
学校名及び所在地(分校名・所在地等)					
区分	年度	年度	年度	年度	
	学年	1	2	3	
校長氏名印					
学級担任者 氏 名 印					
区分	年度	年度	年度	年度	
	学年	4	5	6	
校長氏名印					
学級担任者 氏 名 印					

(指導に関する記録)

児童氏名	学校名	学年	1	2	3	4	5	6
		学級						
		整理番号						

各教科の学習の記録							特別の教科 道徳			
教科	観点	学 年	1	2	3	4	5	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子
国語	知識・技能								1	
	思考・判断・表現									
	主体的に学習に取り組む態度								2	
	評定									
社会	知識・技能								3	
	思考・判断・表現									
	主体的に学習に取り組む態度								4	
	評定									
算数	知識・技能								5	
	思考・判断・表現									
	主体的に学習に取り組む態度								6	
	評定									
理科	知識・技能								外国語活動の記録	
	思考・判断・表現								学年	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度
	主体的に学習に取り組む態度								3	
	評定									
生活	知識・技能								4	
	思考・判断・表現									
	主体的に学習に取り組む態度								総合的な学習の時間の記録	
	評定								学年	学習活動 観点 評価
音楽	知識・技能								3	
	思考・判断・表現									
	主体的に学習に取り組む態度								4	
	評定									
図画工作	知識・技能								5	
	思考・判断・表現									
	主体的に学習に取り組む態度								6	
	評定									
家庭	知識・技能									
	思考・判断・表現									
	主体的に学習に取り組む態度									
	評定									
体育	知識・技能								特別活動の記録	
	思考・判断・表現								内 容	観点 学年 1 2 3 4 5 6
	主体的に学習に取り組む態度								学級活動	
	評定									
外国語	知識・技能								児童会活動	
	思考・判断・表現								クラブ活動	
	主体的に学習に取り組む態度									
	評定								学校行事	

その4 略

児童氏名															
行 動 の 記 録															
項 目	学 年	1	2	3	4	5	6	項 目	学 年	1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣								思いやり・協力							
健康・体力向上								生命尊重・自然愛護							
自主・自律								勤労・奉仕							
責任感								公正・公平							
創意工夫								公共心・公德心							
自 立 活 動 の 記 録									入学時の障害の状態						
第1学年						第4学年									
第2学年						第5学年									
第3学年						第6学年									
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項															
第1学年						第4学年									
第2学年						第5学年									
第3学年						第6学年									
出 欠 の 記 録															
学年	授業日数	出席停止・ 参観等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考									
1															
2															
3															
4															
5															
6															

その5 （改正前その4と同じ。）

備考 改正部分は、下線の部分（表の下に下線がある場合は、当該表全部）である。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第10号

石狩市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則案
令和2年3月25日

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆 哉

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
石狩市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（災害の報告） 第2条 石狩市立学校の学校長（以下「学校長」という。）は、その学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）が公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、速やかに、公務災害発生報告書（別記第1号様式）に次の書類を添えて、実施機関（条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下「教育委員会」という。）に報告しなければならない。 （1）～（4）略 （認定及び通知） 第3条 略	（災害の報告） 第2条 石狩市立学校の学校長（以下「学校長」という。）は、その学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）が公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、速やかに、公務災害発生報告書（別記第1号様式）に次の書類を添えて、実施機関（条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下「教育委員会」という。）に報告しなければならない。<u>負傷し、若しくは疾病にかかった学校医等又は死亡した学校医等の遺族（次条第2項において「被災学校医等」という。）からその災害が公務により生じた旨の申出があったときも、同様とする。</u> （1）～（4）略 （認定及び通知） 第3条 略 <u>2 教育委員会は、前条の規定による報告に係る災害が公務上のものでないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災学校医等にその旨を通知しなければならない。</u> <u>（1）災害を受けた者の氏名</u>

	<u>(2) 傷病名</u> <u>(3) 災害発生年月日</u> <u>(4) 公務上の災害でないと認定した理由</u> <u>3 教育委員会は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、北</u> <u>石狩公平委員会に対して、その定めるところにより審査の請求をすることができ</u> <u>る旨を教示するものとする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。